

第五次防府市障害者福祉長期計画

令和3年3月

防 府 市

は じ め に



本市では、昭和 58 年(1983 年)に、市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人ひとりがあたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意した『福祉都市宣言』を行い、その理念に沿って、様々な施策を進めてまいりました。

障害者福祉については、平成 23 年(2011 年)3 月に「第四次防府市障害者福祉長期計画」を策定し、「障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり」を基本目標に掲げ、計画の推進に取り組んでまいりました。この度、第四次計画の期間の終了を迎えるため、新たに令和 3 年度(2021 年度)から 6 年間を計画期間とした、本市における保健・医療・福祉・教育・雇用・住宅等の各分野にわたる障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための「第五次防府市障害者福祉長期計画」を策定しました。

この計画では、防府市の最上位計画である「第 5 次防府市総合計画」に掲げる障害者福祉の充実を図るため、引き続き「障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり」を基本理念に定め、障害者福祉施策に積極的に取り組むこととしております。障害理解を深め共に生きる社会の実現を目指すとともに、障害のある人の地域生活の支援や社会参加の促進など、市民の皆様の御理解と御協力のもと、共生社会の実現に向け努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました防府市障害者保健福祉推進協議会の委員の皆様、アンケートやパブリックコメント等を通じ貴重な御意見・御提案をいただいた団体や市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年(2021 年)3 月

防府市長 池田 豊

福祉都市宣言

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を遂げている。

しかし反面、生活水準向上のかけに発生している各種の障害、高齢化は年々増加の傾向にある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようきめ細い福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

昭和 58 年 3 月 22 日

防 府 市

(注意) 昭和 58 年当時の原文のまま掲載していますので、漢字の使い方など現代の表現とは異なる場合があります。

この計画では「障害」という表記について、本市が令和元年度に実施した障害者団体に対するアンケート結果や国・県の表記にならい「障がい」ではなく、「障害」と表記しています。

また、何らかの障害や疾病を患っている人が、その人自身に障害があるのではなく、その人が存在する社会や環境に障害があるという考えが浸透しており、この計画では「障害のある人」と表記しています。

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付けと性格	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制と経緯	5

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人を取り巻く環境の変化	8
2 本市の障害のある人の状況	9

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	20
2 施策体系	21

第4章 障害者施策推進の方針

基本方針1 障害理解を深め共に生きる社会の実現	24
1 心のバリアフリーの推進	24
2 権利擁護の推進	26
3 地域での支え合いの推進	28
4 障害者差別解消法への取組	30
基本方針2 地域生活の支援	32
1 相談支援体制の充実	32
2 在宅サービス等の充実	34
3 地域生活移行の推進・地域定着支援	37
4 意思疎通支援の充実	39
5 生活環境の整備	40
6 保健・医療の充実	44
7 人材の養成	47
8 防災・防犯対策の推進	48
9 市有障害者福祉施設の整備	51

基本方針3 社会参加の促進	52
1 教育の充実と生涯学習の推進	52
2 就労の支援と雇用の促進	56
3 スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進	59

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	62
3 財政上の措置	62

参考資料

防府市障害者保健福祉推進協議会設置条例・委員名簿	64
防府市障害者福祉長期計画策定委員会設置要綱	67
用語解説	69

本文中の「*」が付いている言葉は、巻末の「用語解説」に意味を掲載しています。

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和 58 年(1983 年)に福祉都市宣言を行い、昭和 59 年(1984 年)に障害者福祉の実現に向け「防府市障害者対策長期計画」を策定しました。その後、平成 8 年(1996 年)に「防府市障害者対策新長期計画」を、平成 15 年(2003 年)、平成 23 年(2011 年)には前計画期間の満了に合わせ、それぞれ第三次及び第四次の「防府市障害者福祉長期計画」を策定し、各種の障害福祉施策を展開してきました。

国においては、障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成 23 年(2011 年)の「障害者基本法」の改正をはじめ、平成 24 年(2012 年)には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正、平成 25 年(2013 年)の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」の改正等、障害のある人が地域で生活するために包括的な支援体制の充実を図るうえでの障害福祉に関する法令面の整備を進めました。

これらの整備により、国内の障害者制度の充実がなされたことから、国は平成 26 年(2014 年)に、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めている「障害者の権利に関する条約」を締結し、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することとしました。

このような国による改革の方向、社会情勢の変化等に対応し、また、市の最上位計画である防府市総合計画を踏まえ、本市の障害者施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、障害のある人が安心でき、生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向けた施策の推進を図るために、計画最終年度を迎えた現行計画を見直し、「第五次防府市障害者福祉長期計画」として策定するものです。

また、持続可能な社会の実現に向けて SDG s の取り組みが進められており、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDG s の精神を踏まえた計画とします。

SDGs (エスディージーズ) 「Sustainable Development Goals」

貧困、エネルギー、気候変動など、21 世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が 2030 年までに目指す 17 の目標。



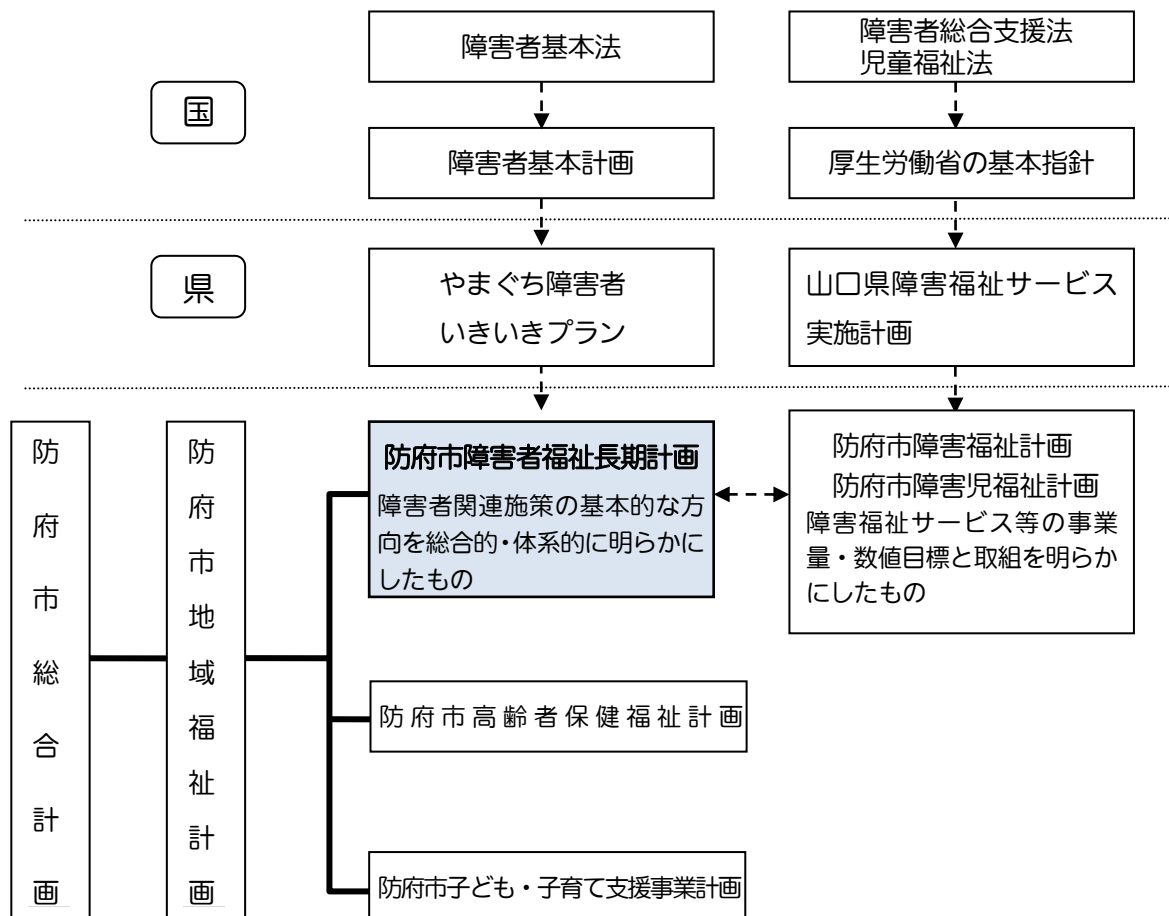
2 計画の位置付けと性格

この計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として位置付けられ、本市における保健、医療、福祉、教育、雇用、住宅等の各分野にわたる障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となるものです。

また、「第五次防府市総合計画」に掲げられた「明るく豊かで健やかな防府」を実現するための行動計画としての性格を有しています。

【防府市障害福祉計画・防府市障害児福祉計画との関係】

防府市障害福祉計画は「障害者総合支援法」第88条第1項に、防府市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画で、本計画の障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量の見込みや地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組を示す計画です。



3 計画の期間

この計画の期間は、計画策定の趣旨のとおり、障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、また、障害福祉サービスに関する実施計画である障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間が国の基本指針により 3 年とされていることから、2 期分と連動し令和 3 年度(2021 年度)から令和 8 年度(2026 年度)までの 6 年間としました。

計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国の 計画	障害者基本計画(第4次) (H30~R4)					
県の 計画	やまぐち障害者いきいきプラン (H30~R5)					
	山口県障害福祉サービス実施計画 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)					
市の 計画	第五次防府市障害者福祉長期計画 (R3~R8)					
	防府市障害福祉計画 (第6期) 防府市障害児福祉計画 (第2期)			防府市障害福祉計画 (第7期) 防府市障害児福祉計画 (第3期)		

4 計画策定の体制と経緯

■ 防府市障害者保健福祉推進協議会（委員 15 人）

この計画の見直しに当たっては、市民、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者と関係行政機関の職員で構成される「防府市障害者保健福祉推進協議会」において協議を行いました。

■ 防府市障害者福祉長期計画検討委員会（委員 25 人）

庁内関係各課の課長による「防府市障害者福祉長期計画検討委員会」を設置し、この計画の見直しに向けた協議を行いました。

■ 障害者等アンケート、障害者団体・保護者サークルアンケートとパブリックコメントの実施

広く市民の声をお聴きするため、障害者手帳をお持ちの人やお持ちでない人も含め、障害者団体及び保護者サークル・団体にアンケートを実施するとともに、パブリックコメントを実施しました。

・パブリックコメントの実施結果

- ① 提出期間 令和 2 年 12 月 25 日(金)から令和 3 年 1 月 25 日(月)まで
- ② 提出者数 1 人
- ③ 提出件数 2 件

■ 計画策定の経緯

日 時	内 容
令和元年 10 月 1 日～10 月 31 日	障害のある人等アンケートの実施
令和元年 10 月 1 日～11 月 30 日	障害者団体と保護者サークル・団体アンケートの実施
令和 2 年 8 月 19 日	第 1 回防府市障害者福祉長期計画検討委員会
令和 2 年 10 月 8 日	第 1 回防府市障害者保健福祉推進協議会
令和 2 年 11 月 12 日	第 2 回防府市障害者保健福祉推進協議会
令和 2 年 11 月 17 日	第 2 回防府市障害者福祉長期計画検討委員会

令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	パブリックコメントの実施
令和3年3月	公表

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人を取り巻く環境の変化

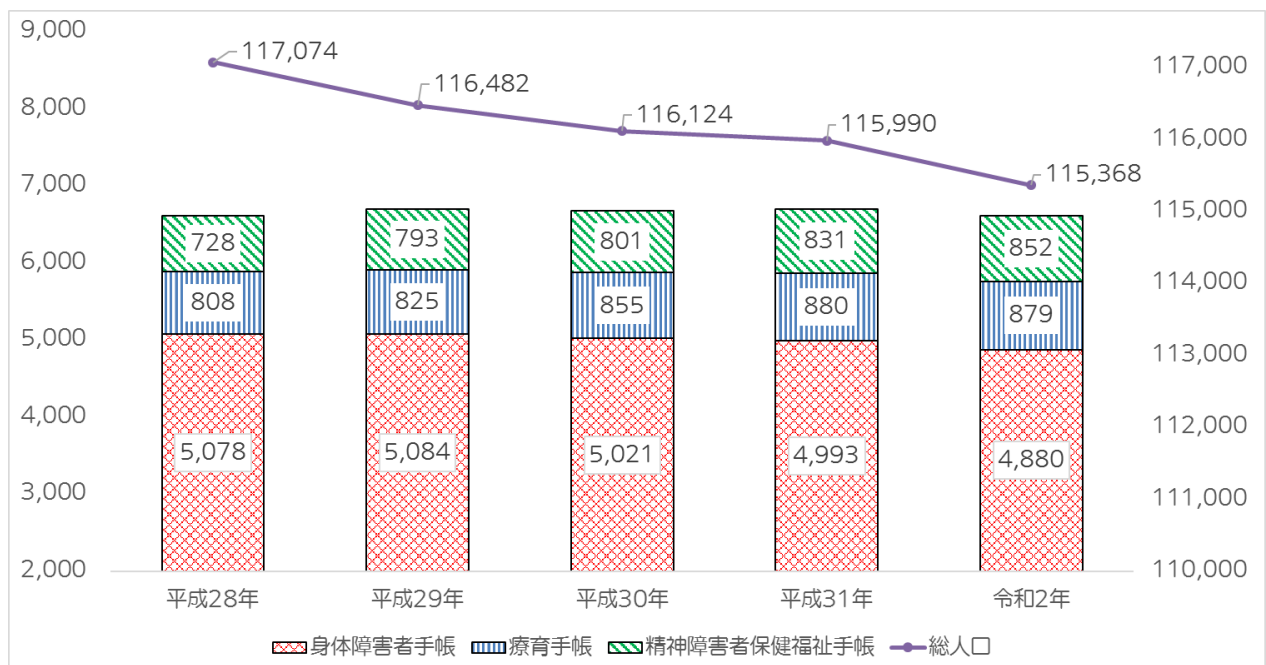
年	障害者施策に係る主な法令等の動向	主な内容
H23	「障害者基本法」改正	○目的規定の見直し ○障害者の定義の見直し ○地域社会における共生等 ○差別の禁止
H24	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」施行	○障害者虐待防止等のための国等の責務 ○虐待を受けた障害者に対する保護と自立の支援のための措置等
	「障害者総合支援法」施行（平成 26 年 4 月一部施行）	○目的を「自立」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」へ改める ○地域生活支援事業の追加 ○難病*患者等を障害者の範囲に加える
H25	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）施行	○国等の責務及び調達の推進 ○地方公共団体等に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務
	「障害者差別解消法」制定（平成 28 年 4 月施行）	○差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮*の提供 ○相談・紛争解決の体制整備
	「障害者雇用促進法」改正（平成 28 年 4 月施行）	○障害者に対する差別の禁止 ○合理的配慮の提供 ○法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（平成 30 年施行）
H26	「障害者権利条約」を批准	○障害者の人権や基本的自由の享有を確保 ○人権尊重についての国際協力の推進
	「障害者総合支援法」一部施行	○「障害程度区分」から「障害支援区分」へ見直し ○グループホームとケアホームの一元化等
	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正（平成 28 年 4 月一部施行）	○保護者制度の廃止 ○医療保護入院の見直し ○精神医療審査会に関する見直し等
H28	「発達障害者支援法」改正	○発達障害*者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
H30	「障害者総合支援法」改正	○障害者の望む地域生活の支援 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	「児童福祉法」改正	○障害児支援の二一ズの多様化へのきめ細かな対応
	「障害者雇用促進法」改正	○法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	○障害者による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進
R1	「山口県手話言語条例」制定	○言語である手話の普及及び習得機会の確保
	「障害者雇用促進法」改正	○短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保

2 本市の障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の全体数

本市の総人口は減少傾向にあります。障害者手帳所持者数は横ばい傾向にあります。令和2年(2020年)では、身体障害者手帳 4,880 人、療育手帳（知的障害）879 人、精神障害者保健福祉手帳 852 人、重複を除く合計は 6,360 人となり、総人口に占める割合は約 6% になります。

■ 障害者手帳所持者数と総人口（各年4月1日現在 単位：人）



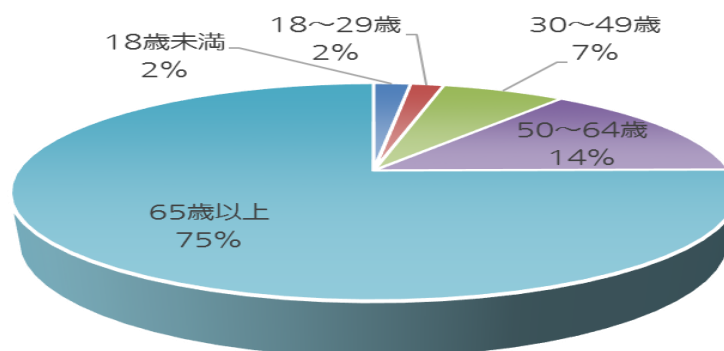
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880
療育手帳	808	825	855	880	879
精神障害者保健福祉手帳	728	793	801	831	852
合 計	6,614	6,702	6,677	6,704	6,611
合 計（重複を除く）	6,378	6,464	6,434	6,438	6,360
総人口	117,074	116,482	116,124	115,990	115,368

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

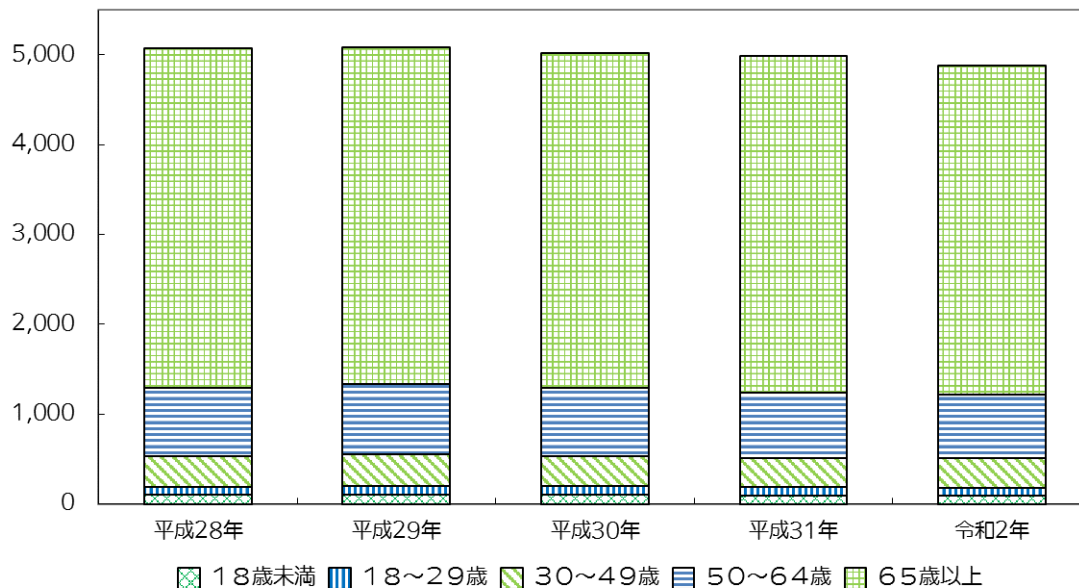
① 年齢の状況

身体障害者手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)でみると、18歳未満2%、18歳以上29歳以下2%、30歳以上49歳以下7%、50歳以上64歳以下14%、65歳以上75%となっており、高齢の身体障害者が多いことが分かります。

■ 身体障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

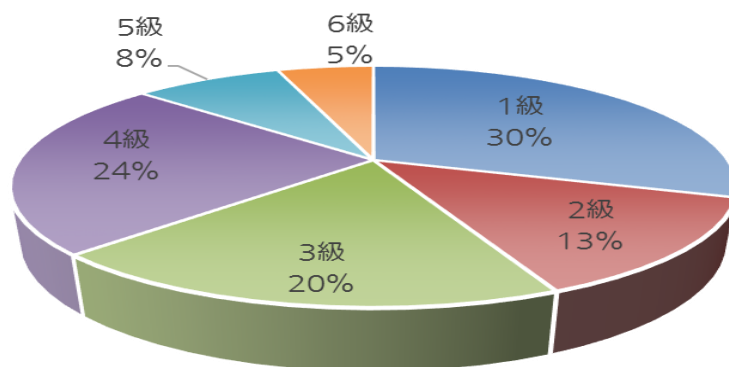


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	99	101	101	98	97
18～29歳	88	96	95	89	87
30～49歳	346	361	341	322	323
50～64歳	759	780	756	727	706
65歳以上	3,786	3,746	3,728	3,757	3,667
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

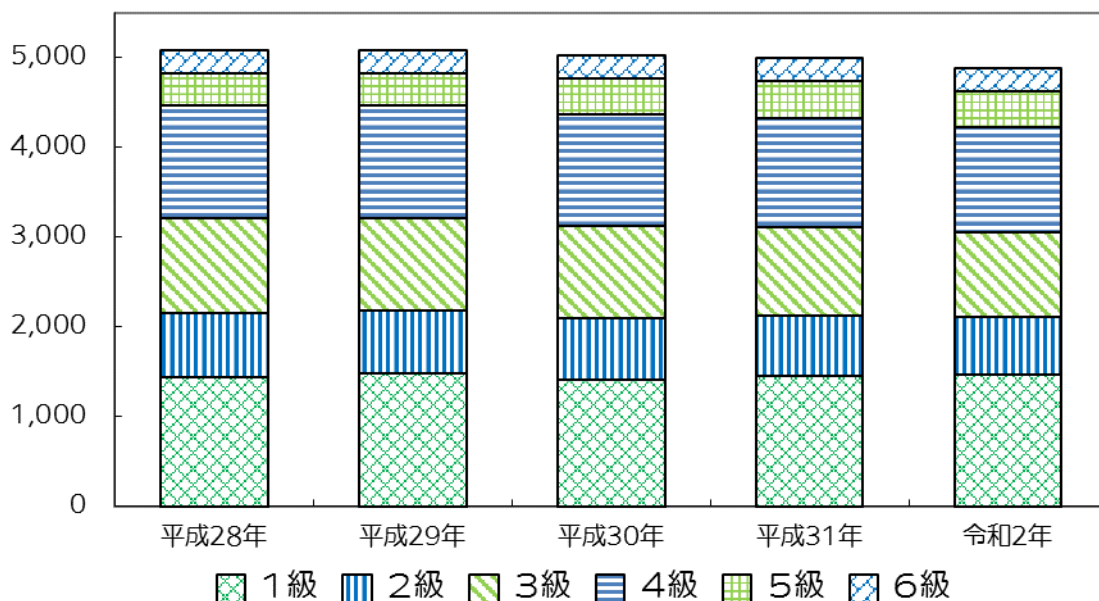
② 障害の程度別の状況

身体障害者手帳所持者の障害程度の内訳を令和 2 年(2020 年)でみると、1 級 30%、2 級 13%、3 級 20%、4 級 24%、5 級 8%、6 級 5%となっており、1・2 級の重度障害の人が全体の 43%を占めています。

■ 身体障害者の障害程度の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）



■ 障害程度別身体障害者数の推移（各年 4 月 1 日現在 単位：人）

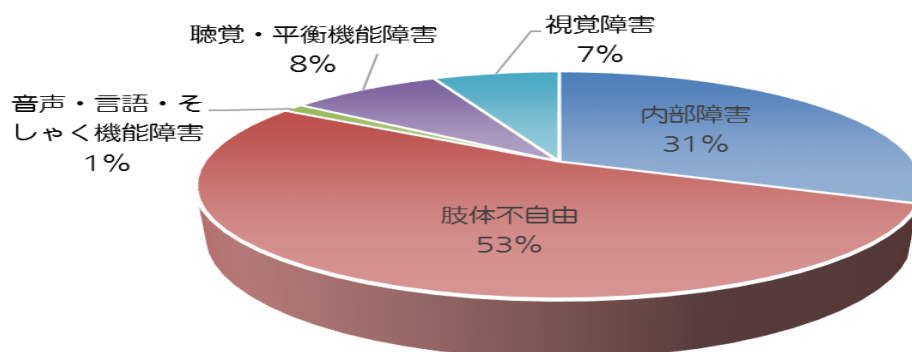


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,432	1,481	1,416	1,449	1,460
2級	719	705	684	677	650
3級	1,054	1,026	1,027	983	948
4級	1,264	1,255	1,239	1,221	1,165
5級	351	358	398	402	399
6級	258	259	257	261	258
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

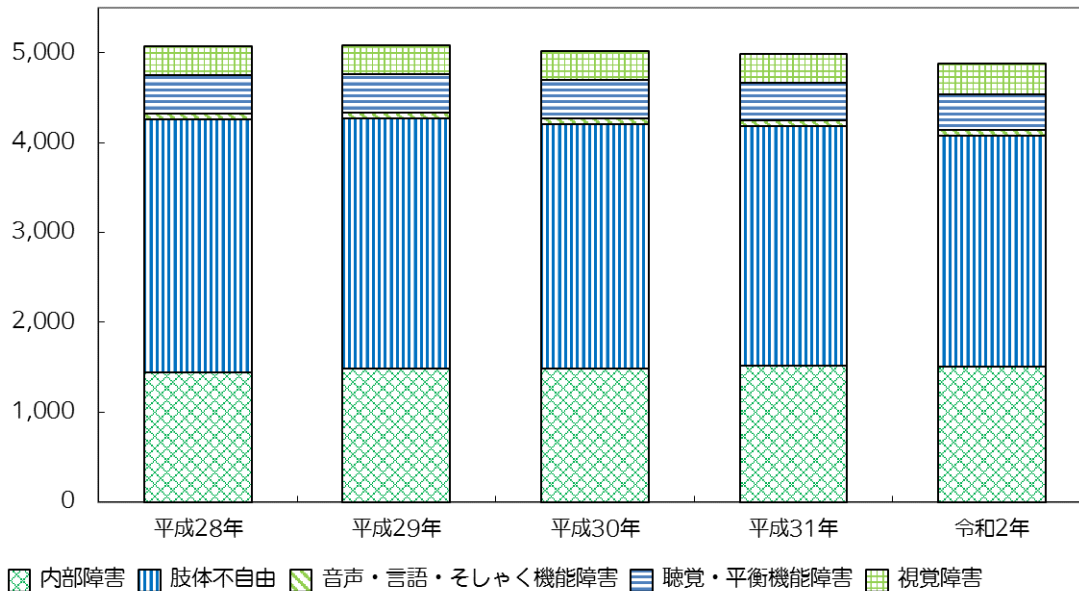
③ 障害種類別の状況

身体障害者手帳所持者の障害種類別の内訳を令和2年(2020年)でみると、内部障害31%、肢体不自由53%、音声・言語・そしゃく機能障害1%、聴覚・平衡機能障害8%、視覚障害7%となっています。平成28年(2016年)と比べると内部障害と視覚障害は増加しており、その他の障害は減少しています。

■ 身体障害者の障害種類別の構成（令和2年4月1日現在）



■ 障害種類別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



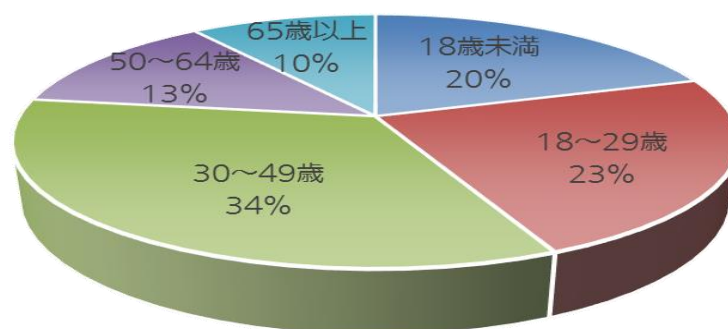
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
内部障害	1,447	1,482	1,487	1,516	1,505
肢体不自由	2,816	2,790	2,725	2,664	2,578
音声・言語・そしゃく機能障害	61	62	62	65	57
聴覚・平衡機能障害	433	431	424	417	404
視覚障害	321	319	323	331	336
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

(3) 療育手帳所持者（知的障害者）の状況

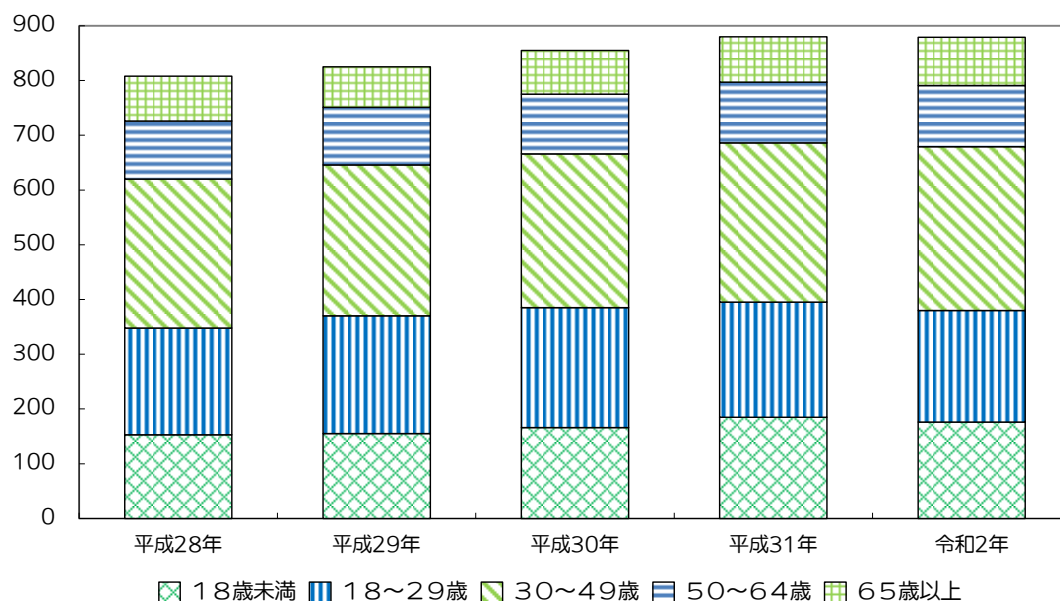
① 年齢の状況

療育手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)でみると、18歳未満20%、18歳以上29歳以下23%、30歳以上49歳以下34%、50歳以上64歳以下13%、65歳以上10%となっています。身体障害者と比べて若年層の割合が高い一方で、65歳以上の高齢者の割合が低い点に特徴があります。

■ 知的障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別知的障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

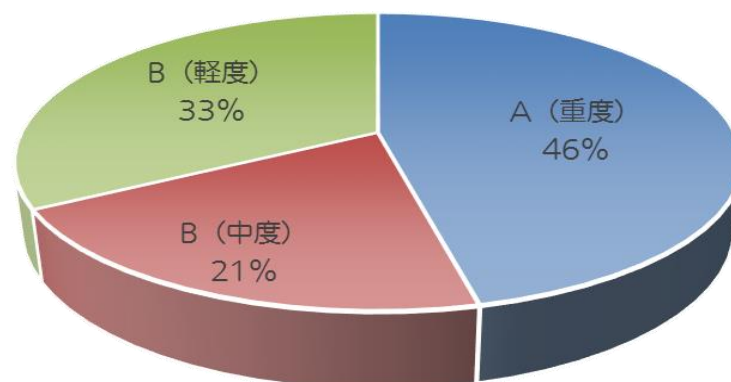


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	153	155	166	185	176
18～29歳	195	215	219	210	204
30～49歳	272	276	281	291	299
50～64歳	106	105	109	111	112
65歳以上	82	74	80	83	88
計	808	825	855	880	879

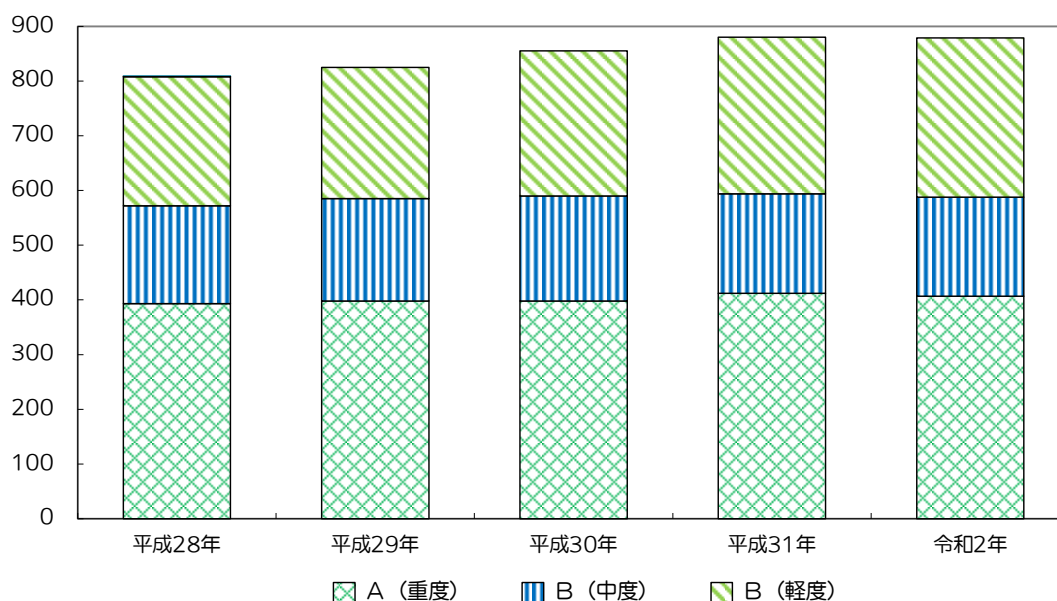
② 障害の程度別の状況

療育手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)でみると、A（重度）46%、B（中度）21%、B（軽度）33%となっています。A（重度）の障害程度が最も多く、そのうち37%の人が身体障害を併せもっています。また、B（軽度）の人は増加傾向にあります。

■ 知的障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別知的障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



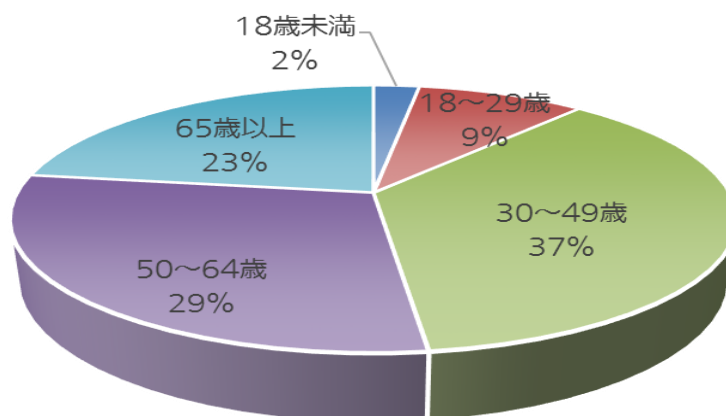
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	身体障害との重複
A（重度）	393	398	398	412	407	150
B（中度）	179	187	192	182	181	16
B（軽度）	236	240	265	286	291	25
計	808	825	855	880	879	191

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

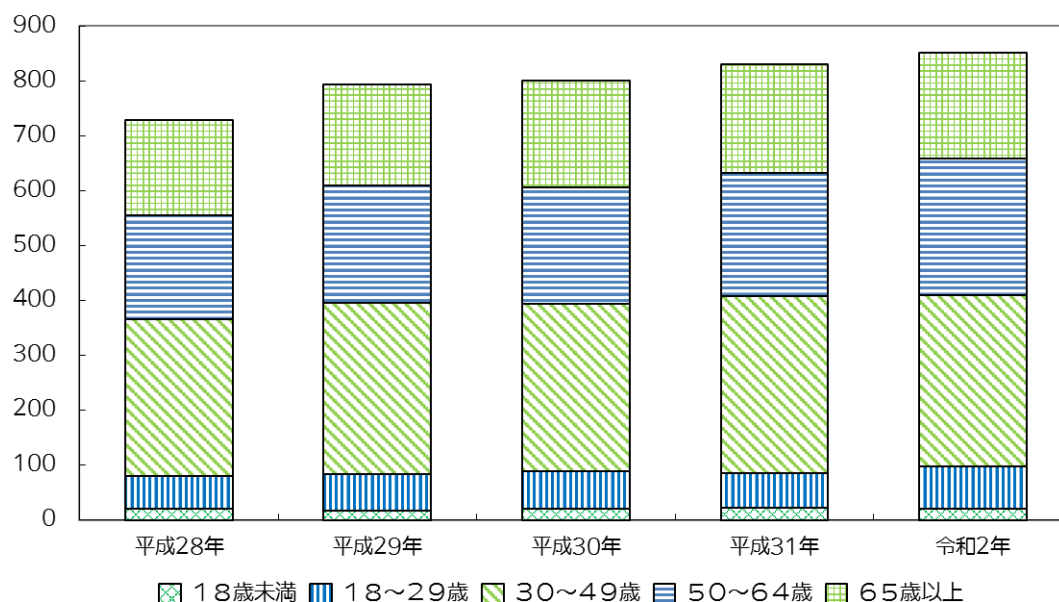
① 年齢の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)で見ると、18歳未満2%、18歳以上29歳以下9%、30歳以上49歳以下37%、50歳以上64歳以下29%、65歳以上23%となっています。

■ 精神障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別精神障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

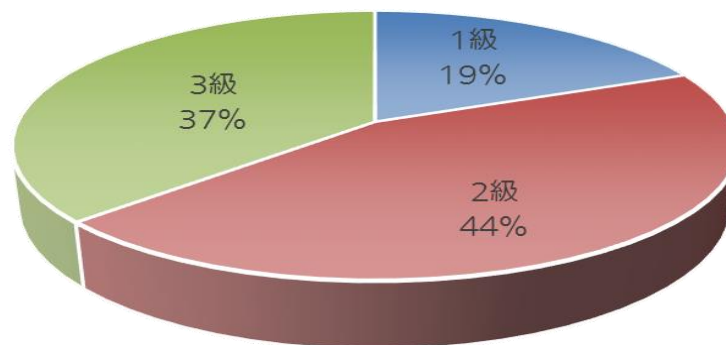


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	21	17	20	22	21
18～29歳	59	66	68	64	77
30～49歳	286	312	306	322	311
50～64歳	189	215	212	225	249
65歳以上	173	183	195	198	194
計	728	793	801	831	852

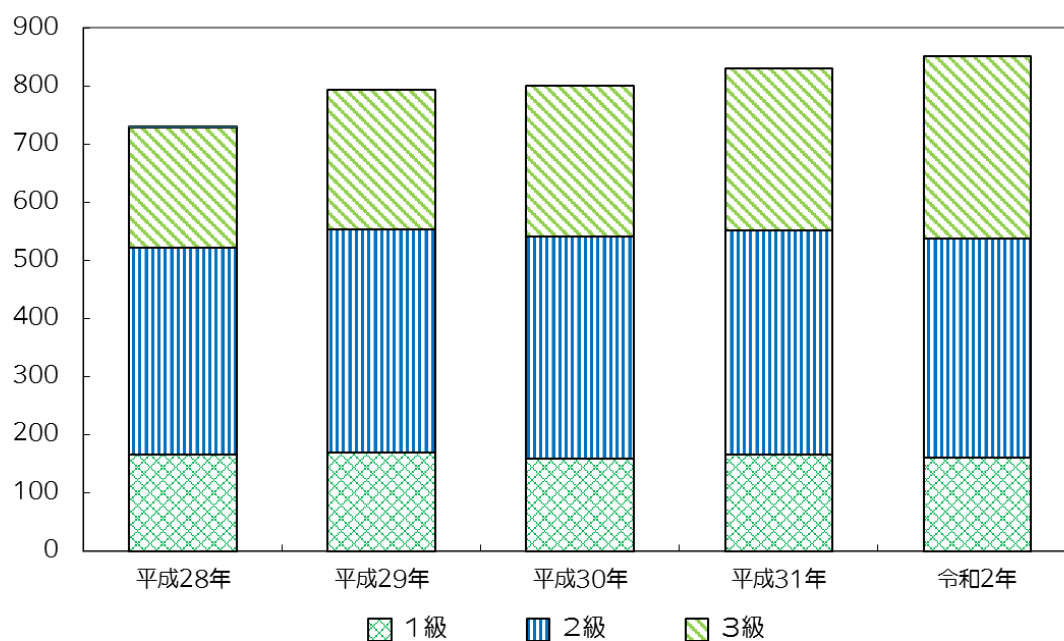
② 障害の程度別の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)で見ると、1級19%、2級44%、3級37%と2級が最も高くなっており、伸び率については3級が最も高くなっています。

■ 精神障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別精神障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

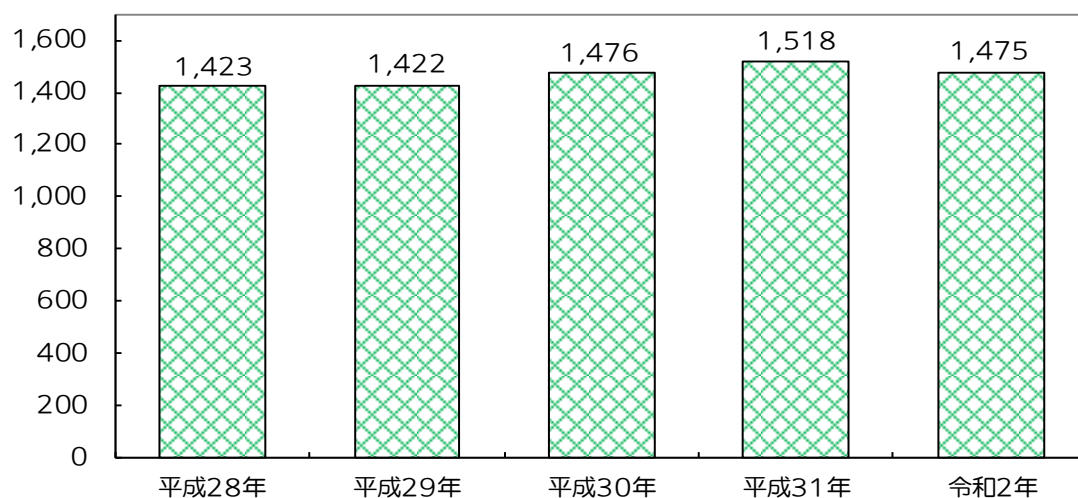


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	166	169	159	166	160
2級	356	384	382	386	378
3級	206	240	260	279	314
計	728	793	801	831	852

(5) 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の状況

令和2年(2020年)の自立支援医療（精神通院）支給認定者数は1,475人となっており、平成28年(2016年)と比較すると微増となっています。

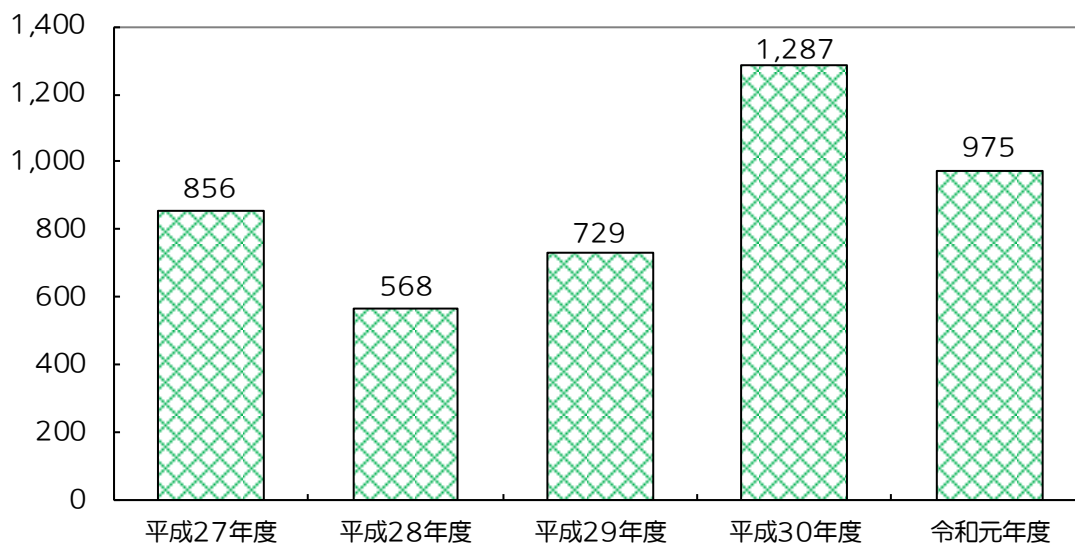
■ 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



(6) 発達障害者の状況

発達障害者数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談件数は975件となっており、年度によって相談件数にバラつきがあります。

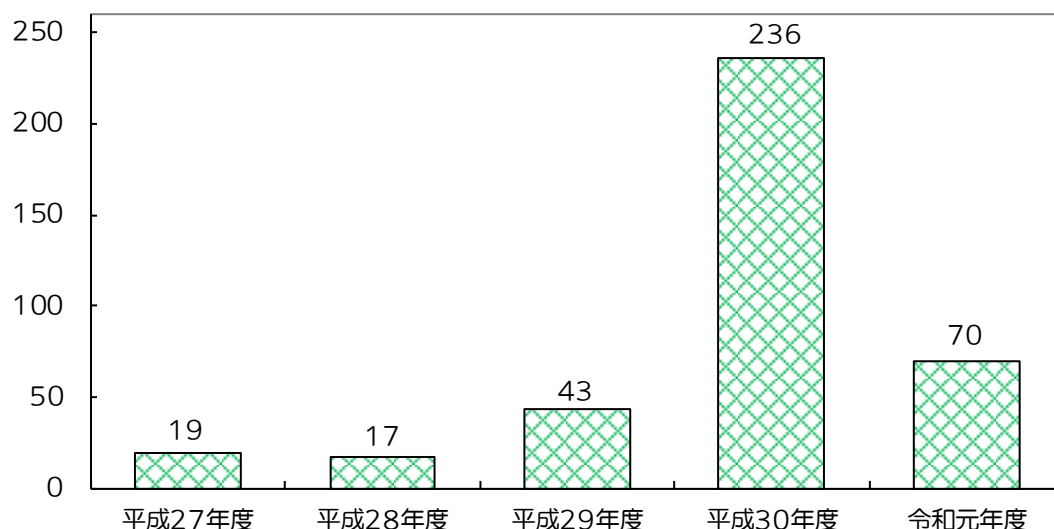
■ 発達障害者相談受付件数の推移（各年度 単位：件）



(7) 高次脳機能障害者の状況

高次脳機能障害*者については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談受付延べ件数は、70件となっています。

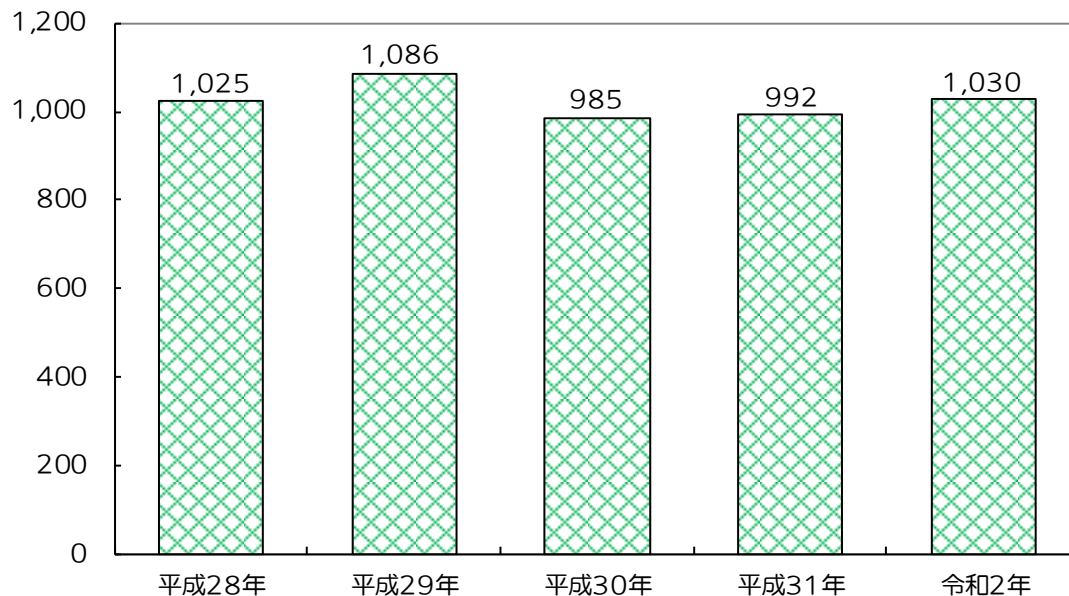
■ 高次脳機能障害者の相談件数の推移（各年度 単位：件）



(8) 難病患者の状況

難病患者数を把握することは難しく、医療費助成の対象となる「指定難病」による特定医療費医療受給者数により状況を把握しています。令和2年(2020年)の難病患者数は1,030人で、平成30年(2018年)度に受給者の決定に重症度を勘案することとなり、軽症者を含めなくなったため減少していますが、平成30年(2018年)以降増加する傾向にあります。

■ 特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、障害のある人が社会の一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画できる地域社会での共生を実現するため、下記を基本理念とし、以下の基本方針に基づき計画を推進していきます。

基本理念

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり

基本方針1 障害理解を深め共に生きる社会の実現

障害に対する正しい認識・理解を深め、障害のある人が地域で共生し、安心して暮らし続けられるよう、権利擁護や差別解消法による合理的配慮を推進します。

基本方針2 地域生活の支援

障害のある人が地域で共生し、安心して生活できるよう、障害のある人のニーズやライフステージに応じた障害福祉サービスや相談支援体制の更なる充実を図ります。

基本方針3 社会参加の促進

地域社会において、障害のある人が障害のない人と共に様々な活動を行うことができるよう支援していくとともに、障害のある人が主体的に自らの生き方を選択し、自分らしく充実した日常生活と社会生活が営めるようなまちづくりを推進します。

2 施策体系

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり	障害理解を深め共に生きる社会の実現	1 心のバリアフリーの推進	①啓発活動の実施による障害への理解の促進 ②学校教育等における福祉教育の推進 ③あいサポート運動の推進
		2 権利擁護の推進	①地域福祉権利擁護事業の周知・活用 ②成年後見制度の周知・活用 ③福祉サービス運営適正化委員会の周知・活用 ④虐待防止への取組の充実・強化
		3 地域での支え合いの推進	①地域で支える取組の充実・強化 ⑤自発的な取組への支援 ②ボランティア活動等への支援 ③ボランティア活動等への参加の促進 ④「福祉の輪づくり運動」の推進
		4 障害者差別解消法への取組	①市としての取組 ②障害者差別に関する相談・苦情への対応 ③市民や企業等に対する法の趣旨の周知及び取組についての理解促進・啓発活動の実施
	地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実 ④相談支援機関の周知 ②地域の関係者による相談支援ネットワークの構築 ③相談支援能力の向上
		2 在宅サービス等の充実	①在宅生活支援の充実 ⑤介護者支援の充実 ②日中活動の場の充実 ⑥サービス提供体制の確保 ③外出支援の充実 ⑦サービスの質の向上 ④福祉機器等の充実
		3 地域生活移行の推進・地域定着支援	①経済的自立の支援 ③地域生活移行の推進 ②各種生活訓練の実施 ④地域定着支援
		4 意思疎通支援の充実	①意思疎通支援の充実 ②情報アクセシビリティの向上
		5 生活環境の整備	①住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 ②移動・交通のバリアフリー化の推進 ③福祉施策における住居の確保支援 ④住宅施策における住居の確保支援
		6 保健・医療の充実	①健康づくりの推進 ⑥高次脳機能障害者への支援 ②母子保健事業の推進 ⑦医療費助成制度の普及 ③介護予防対策の推進 ⑧リハビリテーションの充実 ④精神保健対策 ⑨保健・医療・福祉の連携 ⑤難病対策
		7 人材の養成	①福祉人材の養成と確保 ③障害者支援のためのボランティアの養成 ②魅力ある福祉職場づくり
		8 防災・防犯対策の推進	①防災意識の高揚 ③防犯・安全ネットワークの充実 ②災害時の支援体制等の整備
		9 市有障害者福祉施設の整備	①障害者福祉施設の防災対策
	社会参加の促進	1 教育の充実と生涯学習の推進	①就学前教育・療育の充実 ④施設のバリアフリー化の促進 ②義務教育段階の教育の充実 ⑤進路相談・支援体制の充実 ③生涯学習の推進
		2 就労の支援と雇用の促進	①就労訓練等の充実 ②就労支援体制の整備 ③福祉施設における仕事の確保に向けた取組の推進 ④障害のある人の就労に対する理解啓発の促進 ⑤公的機関における雇用の推進 ⑥障害者雇用率制度を柱とした各種制度の普及啓発 ⑦障害のある子どもの職場体験等の促進
		3 スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進	①障害者スポーツの振興 ②レクリエーション・文化芸術活動の充実 ③施設整備や運営への配慮

第4章 障害者施策推進の方針

基本方針１ 障害理解を深め共に生きる社会の実現

１ 心のバリアフリーの推進

現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害や障害のある人について、社会全体の理解を深めていくことが重要です。

市においては広報活動や講演会・講座等の開催により、障害や障害のある人に対する理解の促進・啓発を図ってきました。障害のない人へのアンケート調査で、障害のある人への関心についてたずねたところ、「非常に関心がある」または「ある程度関心がある」と回答した人の割合は78.4%となっており、障害のある人への関心は高まっているものの、外出先や住んでいる地域で受ける偏見や差別といった「心の壁」はなくなっていません。

障害の有無にかかわらず、相互に人権や個性等を尊重し、全ての人が住み慣れた地域で、安心して生活できる共生社会の実現の重要性について、市民の理解を深め、誰もが障害のある人に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

施策事項	施策の方向
①啓発活動の実施による障害への理解の促進	○ 関係機関と連携し、地域住民、ボランティア団体、障害者団体等幅広い層の参加者による理解促進・啓発活動を実施し、市民に対し障害や障害者福祉についての関心と理解の促進・啓発を図ります。 発達障害、精神障害、知的障害に関しては、外見からは障害があると分かりづらいため、その特性について一層の理解促進が必要です。
②学校教育等における福祉教育の推進	○ 障害や障害のある人についての正しい理解と認識を深めるため、研修会等の開催により、教職員等への啓発を図ります。

③あいサポート運動
の推進

- 小・中学校において、障害の正しい理解を更に深めるため、特別支援学校*や特別支援学級*との交流を継続して実施します。
- 市民を対象とした研修会や講演会の開催、DVD等の貸し出しにより、障害に対する社会の理解を深めるとともに、地域住民への啓発・広報を行います。
- 県が推進している「あいサポート運動*」について、市広報やホームページ等により市民や市内の企業に周知し、運動への理解促進を図ります。
- 障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク*」や「ヘルプマーク*」の普及に努めます。

2 権利擁護の推進

現状と課題

障害のある人の中には、その障害のため判断能力が不十分で、必要な権利の行使や、自己の意思表示を行うことが困難な人がいます。このような人たちが地域で安心して生活するためには、地域での支え合いとともに、人権や財産権の保護のための権利擁護制度の活用、苦情解決の仕組みの充実等が必要となっています。本市においては、令和3年度(2021年度)から市の委託として社会福祉協議会内に防府市成年後見センターを開設し、成年後見制度*の利用に向けた支援を図ります。

虐待に関しては、平成24年(2012年)10月から「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、本市においても平成24年(2012年)10月、障害福祉課内に「防府市障害者虐待防止センター」を設置しました。

今後も障害のある人への虐待に対し、適切に対応するとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等が行えるよう努めます。

施策事項	施策の方向
①地域福祉権利擁護事業の周知・活用	○ 防府市社会福祉協議会では、自己決定能力の低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、重要書類預かりサービス等を行う地域福祉権利擁護事業*を実施しています。民法の成年後見制度を補完する仕組みとして制度化されたこの事業について、防府市社会福祉協議会と連携し、周知や活用を図ります。
②成年後見制度の周知・活用	○ 防府市成年後見センターを設置し、成年後見制度についての広報や相談機能を充実します。市、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉会などの専門職団体との連携を図り効果的な運営に努めます。 ○ 成年後見制度による支援を必要とする障害のある人で、申立てを行う親族がいない人には市が申立てを

	行います。また、制度の利用に必要な経費負担が困難な人には、費用の一部助成を行い、成年後見制度の利用に向けた支援を図ります。 ○ 市社会福祉協議会の法人成年後見*受任体制を支援します。また、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人*」について、養成及び支援を行います。
③福祉サービス運営適正化委員会の周知・活用	○ 社会福祉事業の経営者は、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。それでも解決が困難な事例に備え、山口県社会福祉協議会に苦情解決のための福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、この制度の周知や活用を図ります。
④虐待防止への取組の充実・強化	○ 養護者・障害者福祉施設従事者・使用者（事業主または事業の経営担当者等）による虐待を受けたとの届出や虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人からの通報が防府市障害者虐待防止センターにあった場合は、速やかに事実確認をし、対応についての協議を行います。また、虐待防止に関する啓発活動の推進と相談窓口の周知を行います。

3 地域での支え合いの推進

現状と課題

障害のある人が安心して地域生活を営むためには、公的な在宅福祉サービスの充実とともに、地域の住民による相互の助け合いが必要です。

本市では、防府市社会福祉協議会を中心に、困ったときにお互いが助け合える組織を地域でつくるため、「福祉の輪づくり運動*」が展開されていますが、これを更に進める必要があります。

また、障害のある人が安心して暮らすために必要な保健、医療、福祉等の様々な活動に自発的に参加するボランティアやNPO等の市民活動団体の果たす役割は、極めて大きなものがあります。

防府市社会福祉協議会や防府市市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動をハード面とソフト面の両面から支援しています。

本市では上記の支援のほか、共生社会の実現を図るため、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組についての支援も行っています。

今後も、地域ぐるみで障害のある人の生活を支えるために、障害のある人のニーズを把握し、防府市社会福祉協議会や防府市市民活動支援センターと連携し、市民のボランティア活動等を支援していくとともに、地域における自発的な取組についても支援していく必要があります。

施策事項	施策の方向
①地域で支える取組の充実・強化	○ 「防府市地域福祉計画」及び「防府市地域福祉活動計画」に基づき、関係機関と連携し、障害のある人の在宅生活を地域で支える取組を充実・強化します。
②ボランティア活動等への支援	○ ボランティア活動等がより活発に行われるよう、防府市社会福祉協議会と防府市市民活動支援センターの連携を促進し、ボランティア活動等に関する相談、情報提供、人材育成、ネットワークづくり等のソフト面と会議室等の活動の場の提供や器材の提供等ハード面の両面から、市民活動団体やボランティア活動団体の自主性・主体性を尊重しながら支援していきます。

- | | |
|-------------------|--|
| ③ボランティア活動等への参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動等に関わることで、障害に対する正しい認識や障害のある人への理解が深まることから、ボランティア入門講座の開催やボランティアに関する情報の発信、ボランティア活動への参加希望者と活動団体を円滑につなぐ仕組みの整備等、世代や個人・企業を問わず、誰でも気軽にボランティア活動等に参加できるよう支援していきます。 ○ 障害のある人が主体的に様々な活動が行えるようボランティア活動等に参加しやすい環境を整備するため、ボランティアに関する情報の発信や希望者への相談、コーディネートを行い、活動への参加を支援します。 |
| ④「福祉の輪づくり運動」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人や高齢者等の在宅生活を地域で支えるため、防府市社会福祉協議会が行っている「福祉の輪づくり運動」を更に進めるとともに、地区社会福祉協議会や福祉員*、友愛訪問グループ員*の活動を広く周知し、活動への参加を促進します。 ○ 企業ボランティア活動促進モデル事業所にボランティア活動や講習会等を周知し、活動への参加を促進します。 |
| ⑤自発的な取組への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人やその家族、地域住民等によるピアサポート*等の自発的な取組について、費用の一部を助成し、活動を支援します。 |

4 障害者差別解消法への取組

現状と課題

平成 28 年(2016 年)4 月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が安心して住み慣れた地域で生活できる共生社会の実現へ向け、取組をより進めていく必要があります。

社会での障害と障害のある人への理解は年々進んでいるところですが、いまだに街中の段差や障害への偏見など社会的障壁*が残っており、障害のある人にとって日常生活と社会生活を送る上での妨げとなっています。アンケート調査によると、回答者の約 3 割が、障害のあることでの差別や嫌な思いを経験しており、そのうち約 3 割が「外出先・旅行先」、約 2 割が「住んでいる地域」や「職場」「施設や病院」「学校」等の身近な場所で経験しています。

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行い、共生社会の実現を目指すため、障害者差別に関する相談支援体制の充実、市民、企業等への差別解消についての理解促進・啓発を図ります。

施策事項	施策の方向
①市としての取組	○ 差別解消への取組を推進するため、国の基本方針に即して、市職員の対応要領を定め、市職員を対象に説明会を開催し、制度や対応要領を周知するとともに、差別解消への取組について徹底を図ります。 ○ 障害のある人に対し、市役所の各種窓口において、合理的配慮を行います。 ○ 市が主催するイベントにおいては、障害のある人に配慮し、手話通訳者及び要約筆記者*の配置や、車椅子に配慮したスロープの設置等を行います。
②障害者差別に関する相談・苦情への対応	○ 市民からの障害者差別に関する相談や苦情の受付窓口を市役所障害福祉課に設置しています。受け付けた相談・苦情については、解決に向けて、市全体で対応を行うとともに、県や支援関係機関との連携を図り

③市民や企業等に対する法の趣旨の周知及び取組についての理解促進・啓発活動の実施

ます。

○ 障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設、医療機関等に対し、市広報やホームページ等により、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。

基本方針２ 地域生活の支援

１ 相談支援体制の充実

現状と課題

市内には、障害のある人が生活する上で直面する様々な問題を解決するため、防府市福祉事務所、防府市社会福祉協議会、山口健康福祉センター防府支所、障害者相談支援事業所等の相談機関が設置されています。

相談支援の実施に当たっては、その内容が多岐にわたり、問題が複雑化するケースもあるため、保健、医療、福祉、雇用、教育、サービス事業者等の関係機関との連携を充実していく必要があります。

共生社会の実現に向け、社会参加の機会の確保と地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活と社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることが重要です。地域での暮らしを選択できる基盤づくりを目指し、様々な課題解決を図り、ニーズに合わせて複数のサービスの調整を行う障害者ケアマネジメント*の必要性やその質の向上が求められています。

施策事項	施策の方向
①相談支援体制の充実	○ 障害のある人や家族の抱える問題に対して、相談支援事業所等で総合的な相談支援を行い、様々な状況にある相談者が、相談することができる体制の充実を図ります。 ○ 地域で生活する障害のある人のニーズに対応できるように、身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置し、相談員や民生委員・児童委員等との連携を強化するとともに、相談者が、気軽に安心して相談することができる体制の充実を図ります。
②地域の関係者による相談支援ネットワークの構築	○ 療育*、教育、子育て、就労、介護、ひきこもり*等の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な相談支援が行われるよう、地域総合支援協議会*の

	機能を十分に活用し、行政機関、各相談機関、サービス事業者等が連携し、一体的かつ継続的な支援を行います。 ○ 市民に対し発達障害に関する理解促進・啓発を図り、発達障害の早期発見や成長段階に応じた適切な相談支援が行われるよう、防府市児童発達支援センター*、山口県発達障害者支援センター*や医療関係機関との連携を図り、支援体制の強化・充実を図ります。
③相談支援能力の向上	○ 障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、研修会を開催する等、相談業務に関わる人やサービス事業所職員の資質を向上し、相談支援体制の強化・充実を図ります。
④相談支援機関の周知	○ 市広報やホームページ等を活用し、市民への相談支援機関の周知を進め、利用の向上に努めます。また、障害のある人のニーズを早めに察知し、問題が困難化する前に解決を図ることができるよう、支援体制の更なる強化を図ります。

2 在宅サービス等の充実

現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分らしく心豊かに暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスや地域での日中活動の場を充実し、相互に人格と個性を尊重し、可能な限りその身近な場所において必要な支援をしていくことが求められています。

障害福祉サービスについては、平成 18 年(2006 年)4 月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の 3 障害に対し一元化されたサービスが提供されています。平成 24 年(2012 年)4 月からは、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正されるとともに、難病患者に対して障害福祉サービスが提供できるようになりました。

さらに、平成 30 年(2018 年)4 月からは障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに「自立生活援助*」と「就労定着支援*」が追加されました。また、障害者総合支援法及び介護保険法の改正により平成 30 年(2018 年)4 月から「共生型サービス*」が創設されました。

今後も継続して、障害の特性や一人ひとりのニーズを把握した効率的・効果的なサービスの提供や重度の障害のある人に対するサービスの充実が必要です。

施策事項	施策の方向
①在宅生活支援の充実	○ 障害のある人が安心して在宅での生活を送ることができるよう、居宅サービス提供事業所や医療機関と連携しながら、障害の特性等に応じたきめ細かな生活支援サービスの提供を図ります。
②日中活動の場の充実	○ 障害のある人が日中において安定した生活を営むことができるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援、児童発達支援*、放課後等デイサービス等による支援を行います。
③外出支援の充実	○ 福祉タクシー利用助成や自動車改造費助成事業、自

動車運転免許取得費助成事業などの経済的支援制度を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

- 障害等により屋外での移動が困難な人への外出のための支援を行う移動支援事業*を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。
- 鉄道、バス、タクシー、船舶、飛行機等の運賃や有料道路通行料金の割引制度の周知を図ります。また、関係機関と連携し、地域住民のニーズや移動実態を踏まえた公共交通サービスの検討に努めます。
- 身体障害者補助犬*の周知に努め、公共施設や医療機関、店舗等への補助犬同伴についての意識啓発に取り組み、身体障害者補助犬を使用する障害のある人が地域で安心して日常生活を営み、社会参加することができるよう支援します。
- 公共施設や店舗等に設置されている障害者用駐車場が適正に利用されるよう、県が実施する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度*」の普及啓発を図ります。

④福祉機器等の充実

- 障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、補装具費の支給や日常生活用具の給付について、福祉機器等を適切に利用できるよう、情報提供や窓口での相談受付を実施し、制度の活用の促進を図ります。

⑤介護者支援の充実

- 障害のある人を介護している家族の介護負担の軽減や就労支援、不安の解消等を図るため、障害のある人の日中活動の場の確保（日中一時支援）や短期入所の支援の充実を図ります。

⑥サービス提供体制の確保	○ 県や関係機関と連携し、施設・病院からの退所者等が円滑に地域移行できるよう、重度障害のある人の在宅生活を支援するサービスの提供体制の確保を図ります。また、移行後は、居宅サービス提供事業所、相談支援事業所、医療関係機関等と連携をとりながら、安心して在宅生活を送ることができるよう支援を行います。 ○ 障害のある人が地域で必要なサービスを利用できるよう、事業者との連携や情報の共有により事業者が地域ニーズに合ったサービスを提供できる体制を促進します。また、不足しているサービスへの事業者の新規参入等の促進も図ります。 ○ サービスの利用を希望する人に対し、ニーズや状況に応じた、適正な支給決定を行います。また、新たにサービスの開始を予定する事業者に対し、事前協議を実施し、地域のニーズや本市の施策について、事業者が提供するサービスへの反映を図ります。 ○ 高齢者と障害のある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため創設された「共生型サービス」について、事業所等への周知と情報提供を図ります。
⑦サービスの質の向上	○ 障害のある人とその家族からの多様なニーズに対応できるよう、支援関係者を対象とした研修会を開催するとともに、関係機関のネットワークの構築を図り、サービスの質の確保と向上を促進します。

3 地域生活移行の推進・地域定着支援

現状と課題

障害のある人に対する所得保障は、その経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしています。生活保障を行うために支給される障害基礎年金や障害ゆへの特別な負担の軽減を図るため支給される各種手当等があります。

障害のある人が、地域の一員として地域で安心して自分らしい生活をすることができるよう、入所施設や病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。

また、障害のある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送るために、その障害に対応した生活訓練や社会適応訓練を行っていく必要があります。

施策事項	施策の方向
①経済的自立の支援	○ 特別障害者手当の支給、重度心身障害者に対する医療費助成、心身障害者扶養共済制度掛金の一部補助の実施等、経済的自立に向けた支援を実施します。また、その支援制度や障害年金、各種割引制度、住民税・自動車税等の税の減免制度について、市広報やホームページ、窓口等で広報活動を行い、制度の周知に努めます。
②各種生活訓練の実施	○ 視覚・聴覚に障害のある人に対し、家庭生活に関する指導や、福祉機器の活用についての講習会等により生活訓練を行い、障害のある人の日常生活能力の向上を図ります。 ○ 地域活動支援センターにおいては、社会適応訓練を行うことで、障害のある人が自立した日常生活を送り、積極的な社会参加ができるよう、生活能力や社会活動能力の維持向上を図ります。

- | | |
|------------|--|
| ③地域生活移行の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所施設や病院から地域における生活に移行するために、住居の確保や地域における生活に移行する活動に関する相談等の必要な支援を行います。 ○ 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の緊急時の受け入れや、共同生活援助等の体験の機会・場を提供する「地域生活支援拠点等」を整備し支援を行います。 |
| ④地域定着支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談に応じ、必要な支援を行います。 |

4 意思疎通支援の充実

現状と課題

聴覚障害、視覚障害、発達障害などにより意思疎通に困難のある人が、地域で安心して生活することができるよう、障害のある人に社会生活上の利便を図る意思疎通支援を充実する必要があります。

また、障害のある人に的確に情報が伝達されるよう、情報アクセシビリティ*やユニバーサルデザイン*に配慮するなど、障害の特性に応じた情報提供手段による対応を進める必要があります。

施策事項	施策の方向
①意思疎通支援の充実	○ 聴覚障害等のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者の設置・派遣や、要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害のある人等の意思疎通手段の確保と福祉の向上を図ります。 ○ 聴覚障害のある人の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員や要約筆記者、点訳奉仕員の養成を行い、福祉の向上と意思疎通支援の充実を図ります。 ○ 手話の普及啓発や障害のある人の意思疎通の手段の確保を図るため、条例を制定します。
②情報アクセシビリティの向上	○ 音声ブラウザや色覚特性のある利用者に対応するなど、障害のある人が利用しやすい市ホームページを作成します。 ○ 点字や録音による広報、大活字本、点字図書、音訳図書等の情報提供サービスを充実し、視覚障害のある人の情報入手・確保を支援します。 ○ 情報・意思疎通支援用具の給付等を行う日常生活用具給付事業の周知・充実を図ります。

5 生活環境の整備

現状と課題

障害のある人がその活動範囲を広げ、積極的な社会参加活動を実現できるよう、道路、交通機関等のバリアフリー化による環境整備や、障害のある人の移動支援の充実等を図る必要があります。

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）や「山口県福祉のまちづくり条例*」等に基づき、建築物、道路、公園等公共施設の整備を進めてきました。しかし、アンケート調査によると、「市の公共施設について、利用時に不便を感じたことがある」との回答が約2割あり、また、不便さでは、「入口や建物内に段差がある」が約4割を占め、障害のある人にやさしい生活環境の整備が必要です。

これらのことから、障害の有無にかかわらず、誰もが使いやすい施設、設備、サービス、情報等をデザインするというユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていく必要があります。

施設入所者や長期入院者等の地域生活への移行先として、また、障害のある人の地域生活の場として、グループホーム等の必要性がさらに高まっていますが、依然として市内にはこのような居住の場が少ないのが現状です。

このため、公営・民間の住宅等も含めた住まいの場の確保をはじめ、障害のある人の地域生活を支える仕組みが必要です。

また、障害のある人が安心して地域生活をしていくためには、住まいの場において個々の障害の特性に応じた配慮が必要であり、バリアフリー化した住宅の普及が必要となっています。

施策事項	施策の方向
①住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	○ 公共施設の建築、改築等については、「バリアフリー法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、エレベーターやスロープ、障害者用トイレの設置等によるバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した案内板の設置等を推進します。

②移動・交通のバリアフリー化の推進

- 多数の人が利用する病院やホテル等の民間の一定の建築物については、「バリアフリー法」、「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者等全ての人が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。
- 既存の市営住宅については、「バリアフリー法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、状況に応じて、施設・設備の改修を行います。
- 障害のある人や高齢者等全ての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、各観光施設や公園のバリアフリー化を推進するとともに、適切な説明や案内を行います。
- 歩道の整備については、障害のある人等への安全性を考慮し、視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の切下げ、幅広歩道や電線類の地中化等の計画的な整備を行います。
- 視覚障害のある人や車椅子利用者等が安全に交差点を通行できるよう、音声信号機、歩行時間延長信号機等の整備を関係機関に対して要請していきます。
- 身体に障害のある人が車の運転をしやすい環境づくりを進めるため、身体障害者標識*や聴覚障害者標識*、標識表示車に対する保護規定*の周知を図ります。
- 歩道上の放置自転車等は、障害のある人にとって移動の障壁となることから、放置自転車対策や自転車利用者への指導・啓発を行います。

③福祉施策における
住居の確保支援

- 障害のある人や高齢者等の交通安全対策として、交通安全教室において、参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。
- 鉄道やバス等の公共交通機関について、障害のある人、高齢者等がスムーズに乗降できる新車両の導入や、利用しやすい駅、バス停の整備等交通関連施設の改善を促進します。
- 障害等の理由で歩行や車の乗降が困難な人に対し、県が県内共通の利用証を交付し、必要な駐車スペースの確保を可能とする「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。
- グループホームについて、施設や病院から地域生活への移行を促進する観点から、整備を推進するとともに、地域生活支援事業として実施している福祉ホーム事業*について、障害のある人の居住の場としての活用を図るため引き続き支援を行います。
- 「山口県居住支援協議会」の取組を通じ、住宅部局や不動産関係団体、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住宅の確保に特に配慮を要する障害のある人等が円滑に入居できるよう支援を行います。
- 地域での生活の拠点となる住居への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な手続等の調整・支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、居住サポート事業等の支援体制の整備を図ります。
- 障害のある人や高齢者等が、在宅での生活がしやすくなるよう、住宅のバリアフリー化や耐震化等、住宅改修に関する相談に適切な指導・助言を行うとともに、住宅の改修が必要となる場合は、手すり、スロープ設置等の住宅改修費について一部給付を行います。

④住宅施策における
住居の確保支援

- 市営住宅へ入居する際の障害のある人への優先入居制度について、一層の周知と適切な実施を図ります。
- 「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の改修・建替えや市営住宅のバリアフリー化の質的水準の維持、向上を図ります。

6 保健・医療の充実

現状と課題

障害の発生は、先天的な要因によるものと疾病や事故等の後遺症による後天的な要因によるものがありますが、その発生時期や原因は様々です。

出生から乳幼児期までは、不慮の事故が発生しやすく、また、この時期は成長の過程で何らかの発達の遅れや障害が発見される場合があります、健康診査等を通じて、早期発見に努める必要があります。

また、疾病や事故の後遺症、生活習慣、ストレス等に起因する障害については、生活習慣病予防や事故予防の対策等を進めるなど、後天的な障害を未然に防止することも重要です。

本市では、これまでも各種保健事業を通じて健康診査や健康相談、保健指導等を行ってきましたが、今後も障害の原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、ライフステージに応じた各種施策を充実・推進する必要があります。

施策事項	施策の方向
①健康づくりの推進	○ 健康寿命の延伸を目的とし、「第二次防府市健康増進計画」に基づき、市民をはじめ、家庭、地域、学校、職域、行政等の各団体が連携を図り、一体となった健康づくりを推進します。 特に、脳血管疾患等、障害につながる生活習慣病の予防のため、特定健診の受診率の向上を図り、特定保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業を実施します。 ○ 「第二次防府市健康増進計画」に基づき、健康づくり市民運動を積極的に展開し、健康支援する社会環境づくりや地域活動の推進を図ります。
②母子保健事業の推進	○ 健やかに子どもを生ま育てるため、妊産婦、乳幼児等への健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等による母子保健事業の適切な推進を図ります。また、母

	子保健推進協議会等関係機関と連携を強化するとともに、市広報やホームページ、メールサービス等を活用し、健康相談利用者の増加や健康診査の受診率の向上を図ります。また、これらの機会を利用し、教室やサークル等の母子保健サービスの啓発を行います。
③介護予防対策の推進	○ 地域住民が主体となり実施する介護予防教室の立ち上げを促進し、必要な支援を行います。また、介護予防に効果的な「やまぐち元気アップ体操」の普及を図ります。
④精神保健対策	○ 山口健康福祉センターや山口県精神保健福祉センター、専門医等関係機関と連携し、講演会や相談会を開催するなど「心の健康づくり」の啓発や精神障害に関する知識の普及を図ります。また、地域では、ゲートキーパー養成講座の開催等により、自殺予防に関する知識や見守りの必要性の啓発を行います。 ○ 関係機関と連携し、心の健康に関する相談体制の充実を図るとともに、心の健康問題の対策を円滑に推進するため庁内関係各課による連絡会議の設置を図り、総合的、横断的な取組を進めます。
⑤難病対策	○ 山口健康福祉センターにおいては、地域で生活する難病患者等や家族に対し、関係機関と連携しながら、療養上の個別支援の実施や、患者交流会・講演会等を通して情報提供を行います。 ○ 国が指定する難病患者等についても障害福祉サービスの提供や日常生活用具の給付対象となることから、制度について市民への周知を図り、制度の活用を推進します。
⑥高次脳機能障害者への支援	○ 脳血管障害や脳外傷により発生する高次脳機能障害について、山口県立こころの医療センターの高次脳

	機能障害支援センターと連携して相談支援に努めるとともに、障害に対する理解を促進します。
⑦医療費助成制度の普及	○ 障害のある人とその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用を推進します。 ○ 難病患者等や小児慢性特定疾患児には、県が実施する特定疾患治療研究事業*や小児慢性特定疾患治療研究事業*による医療費の公費負担制度の利用を呼びかけます。 ○ 重度の障害のある人に対し、医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費助成する重度心身障害者医療費助成を行います。
⑧リハビリテーションの充実	○ 障害のある人のリハビリテーションは、医療的なリハビリテーションのみならず、地域で自立して生活するための社会的リハビリテーション*も重要です。身近な地域で継続的にリハビリテーションが提供されるよう、医療・介護保険・障害福祉サービスにおいて行われる各種リハビリテーションの役割分担を踏まえ、県や関係機関とも連携し、サービス提供体制の充実を図ります。 ○ 防府市身体障害者福祉センターで行っている地域活動支援センター事業において、理学療法士、言語聴覚士等による身体機能の維持向上や社会適応訓練、創作活動とスポーツ訓練を実施し、充実したサービスの提供を図ります。
⑨保健・医療・福祉の連携	○ 地域総合支援協議会の活動を通じて、保健・医療・福祉各分野の関係機関によるネットワークを利用し、関係機関との連携強化を図ります。

7 人材の養成

現状と課題

各種障害福祉サービスを充実させていくには、サービスの直接の担い手となる人材を安定的に養成し、福祉職場への就業を促進するとともに、職場定着を図ることが課題となっています。

また、障害のある人の社会参加の一層の促進を図るため、障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切なサービスを提供できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成することが必要です。

施策事項	施策の方向
①福祉人材の養成と確保	○ 安定的かつ良質なサービスの提供及び職員の資質向上のために、支援関係機関と連携した研修会の開催により、障害者福祉に関わる職員のスキルアップの機会を提供し、人材の養成と確保を図ります。
②魅力ある福祉職場づくり	○ 福祉業務従事者が安心して従事できるよう、福祉現場の声を聞くとともに、国の施策の動向を注視し、県との連携を図りながら、福祉職場の環境づくりを推進します。
③障害者支援のためのボランティアの養成	○ 講習会や養成講座を開催し、障害のある人の支援を行う各種ボランティアの養成・育成を行います。 ○ 講習会等の実施時に、ボランティア活動の実践活動体験や障害のある人との交流事業を開催し、講習会等修了者のボランティア定着率を向上させます。

8 防災・防犯対策の推進

現状と課題

平成 21 年(2009 年)7 月に発生した本市の豪雨災害の教訓から、災害時に特に配慮を要する障害のある人、高齢者、乳幼児等への避難支援の課題が明らかになり、安心して生活できる環境づくりを推進するため、防災・防犯分野において地域全体で障害のある人を守る体制づくりが求められています。

アンケート調査によると、災害時に一人で避難することが「できない」との回答が約 4 割と高く、家族の不在時に近所に助けてくれる方が「いない」との回答が約 3 割となっています。障害のある人は、災害時等にはその行動等に多くの困難が伴い、厳しい環境下に置かれることも少なくないことから、平常時から関係機関と行政機関の相互の協力により、障害のある人に配慮した防災・防犯対策を総合的に推進していくことが必要です。「災害対策基本法」により、地方公共団体には、避難行動要支援者名簿*の作成と避難支援等関係者への提供が義務付けられるとともに、地域において、住民と避難支援等関係者が話し合い、事前に取り組む内容等を確認・共有できるよう支援していくことが重要となっています。

施策事項

①防災意識の高揚

施策の方向

- 障害のある人やその家族に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策の理解が高まるよう防災知識の普及啓発を進めます。
- 災害発生時に障害のある在宅者の避難誘導を迅速に行うためには、本人や家族以外に近隣住民の協力体制が不可欠となることから、市総合防災訓練や自主防災組織で行う災害情報の伝達や避難誘導の訓練等を定期的実施します。

②災害時の支援体制
等の整備

- 住宅用火災警報器を設置したことによる住宅火災の逃げ遅れに対する有効性について周知し、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報に基づき、災害時の見守り活動、救出、救護の協力等の支援体制づくりのため、地域の避難支援等関係者や地域住民と連携を図りながら個別支援計画の作成を支援します。
- 避難所を開設する際は、密集を避けるために多くの避難所を開設、発熱者のための専用スペースの確保等の感染症対策に配慮します。
- 障害の種類や程度は様々であり、また、環境の変化により心身の状態が大きく変わるため、避難所において障害のある人等に配慮した生活・支援が可能となるよう、障害の特性を踏まえた福祉避難所の整備・拡充や緊急受入先の確保を、社会福祉施設等と連携を図りながら進めます。

③防犯・安全ネット
ワークの充実

- 一人暮らしの重度身心障害者や高齢者が急病や災害時の連絡、また、緊急時以外も安否確認や気軽に相談ができるよう、緊急通報装置の貸与制度の周知・普及を図ります。
- 障害のある人の救急活動に役立てる「救急おたすけっと*」の周知・普及を図ります。
- 障害のある人への災害情報等の伝達を効果的に行うため、防災ラジオ*や電話・FAX 配信サービス、携帯電話等のメールによる情報伝達の周知や普及を図ります。
- 聴覚障害のある人への通信手段として、FAX、情報受信装置等の日常生活用具の給付を行います。

- 聴覚・言語に障害のある人等からの緊急通報手段である「FAX110番・FAX119」やインターネット機能を利用した「110番アプリシステム・Net 119」の広報・普及を図ります。
- 契約や金銭管理に支援が必要な障害のある人への悪質商法などの被害を未然に防止するため、必要な情報提供を行います。

9 市有障害者福祉施設の整備

現状と課題

愛光園、大平園、なかよし園は、山口県が策定した土砂災害警戒区域（土石流）に所在しており、愛光園、大平園については、敷地内に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）が存在しています。

このため、障害のある人の安全が担保されておらず、移転も含めた防災対策の検討を行います。

施策事項

①障害者福祉施設の
防災対策

施策の方向

○ 愛光園、大平園、なかよし園の移転も含めた防災対策の検討を行います。

基本方針3 社会参加の促進

1 教育の充実と生涯学習の推進

現状と課題

障害のある人が、その年齢、能力や障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容やその方法の改善と充実を図る必要があります。

障害のある子どもが一人ひとりの個性を伸ばし、自己実現を図るためには、できるだけ早期に一人ひとりの状態を把握し、関係機関との連携による一貫した相談支援体制の下で適切な療育・教育を行うことが重要です。

学校教育においては、障害のある子どもとない子どもが共に学んでいけるインクルーシブ教育システム*の構築を目指すとともに、障害者差別解消法に基づき、一人ひとりに合理的配慮がなされることが必要です。

また、障害のある人が主体的に学習活動が続けていくためには、学校教育のみならず、社会の中、地域の中でも学習の機会を得られる場が必要です。

施策事項

①就学前教育・療育の充実

施策の方向

○ 子どもの発達が気になる保護者が気軽に相談できる窓口として、保健センターや防府市児童発達支援センターを周知し、きめ細かに相談に対応できる体制と関係機関との連携に努めます。

また、幼児健康診査の実施にあわせて、5歳児発達相談会*を開催し、早期に保護者の相談に応じ、支援につなげられるように努めます。

○ 乳幼児期から就学までの子ども・保護者を継続的に支援していくため、療育機関と幼稚園、保育所、学校、庁内関係課等の連携を一層強化します。

○ 就学前の幼児の障害に早期に対応するため、通級指導教室*幼児部において、よりきめ細かい指導を行う

とともに、円滑に就学できるよう支援・助言を行います。

○ 通級指導教室幼児部の充実のため、指導員への研修会や講習会への参加を促進し、指導員の資質の向上を図ります。

○ 保育所における障害のある子どもの受入れ促進を目的とし「発達支援体制整備事業*」や、障害のある子どもの受入れに必要な施設整備を図る「障害児受入促進事業」を進め、保護者が安心して入所させることのできる環境を整えます。また、障害児保育研修への参加促進により、保育士の資質向上を図ります。

○ 幼稚園における障害のある子どもの受入れを進めるため、教職員に対する研修や施設環境整備への取組を支援します。

○ 障害のある子どもが特性に応じた適切な療育支援を受けることができるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援*の提供体制の確保を図ります。

○ 保護者サークル・団体連絡会*を開催し、障害のある子どもを持つ保護者同士の情報交換の場を提供するとともに、保護者が抱える課題を検討し、地域で保護者を支える仕組みをつくることによって、共生社会の実現を目指します。

②義務教育段階の教育の充実

○ 就学相談の実施や防府市教育支援委員会*の開催等により、保護者や関係機関との連携を深め、障害のある児童生徒に必要な教育的支援を推進します。

○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画の作成等により、きめ細かく教育内容や方法等の

	改善を図るなど、特別支援教育*の質的充実を図ります。 ○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援員の配置や校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名等により、特別支援教育における校内支援体制を充実させ、教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進します。 ○ 校内コーディネーター研修会や学校支援員研修会等を実施し、教職員の資質の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、指導方法の工夫・改善を図ります。 ○ 障害のある児童生徒の自立・社会参加に向け、小・中学校における合理的配慮を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。
③生涯学習の推進	○ 手話通訳者・要約筆記者の派遣等関係制度の広報・周知を図り、障害のある人が参加しやすい学習の場づくりを進めます。 ○ 公民館等生涯学習の場となる施設の使用料の減免制度により、生涯学習活動を支援します。 ○ 大活字本や点字図書、音訳図書、触る絵本等多様な図書館資料の充実や、移動図書館車(ブックモバイル)の運行、郵送貸出の実施により、図書館へ通うことが困難な障害のある人も身近に図書館資料を利用できる環境の整備を推進します。
④施設のバリアフリー化の促進	○ 保育所や社会教育施設等において、障害の有無にかかわらず様々な人々が利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を促進します。

⑤進路相談・支援体制の充実

また、小・中学校においてもバリアフリー化を推進し、児童生徒の障害に応じて、学校施設の改修を実施します。

- 障害のある人の図書館利用を支援するため、音声付障害者用インターネットサービスや携帯助聴器等を配置し、図書福祉機器の利用促進に努めます。
- 総合支援学校等に通学する卒業を控えた生徒の進路について、本人や保護者の意見を踏まえ、本人、保護者、学校、相談支援事業所等を交えて協議します。

2 就労の支援と雇用の促進

現状と課題

障害のある人が地域の一員として自立した生活を送るためには、雇用・就労の場の確保が重要です。生きがいや社会とのつながりを感じることで障害のない人との相互理解の促進という観点からも就労は大きな意義を有しています。

障害のある人の一般雇用については、事業主に対して雇用のきっかけを与える短期間の試行雇用（トライアル雇用*）や職場適応援助者（ジョブコーチ*）による支援事業等、雇用を支援する様々な事業があります。また、障害者就業・生活支援センター*やハローワーク、福祉・教育機関等と連携し、障害のある人の就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行っています。

一方、一般企業への就労が難しい障害のある人には、一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や、生産活動の場の提供を行う就労支援事業所などの福祉的就労の場が必要となり、中でも就労継続支援B型事業所*については、工賃水準の向上が課題となっています。

平成30年(2018年)4月に障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の算定基礎へ精神障害者が追加されるとともに法定雇用率が引き上げられました。障害者雇用の推進は図られていますが、雇用先の確保は依然として厳しい状況にあり、引き続き就労支援に向けた取組を図っていく必要があります。

施策事項	施策の方向
①就労訓練等の充実	○ 就労移行支援事業所*や就労継続支援A型事業所*の整備について、圏域のニーズ等の状況を確認しながら、事業者とともに進めていきます。
②就労支援体制の整備	○ 地域総合支援協議会に就労支援部会を設置し、そのネットワーク機能を活用し、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、総合支援学校、商工会議所、社会福祉協議会、相談支援事業所、障害者就労支援事業所と連携しながら、障害のある人の就労支援を行うとともに、企業側のニーズも踏まえ、障害のある人と企業双方に対する支援体制の推

	進を図ります。また、職業訓練等を受ける機会の提供と就業後のサポートをするため、防府地域職業訓練センターにおいて各種パソコン・スキルアップ講座を実施します。 ○ 平成30年(2018年)に市と商工会議所が「障害者雇用の推進に関する協定」を締結しました。雇用を進めるために必要な支援を行うとともに商工会議所との連携を深め、会員事業所に対して、情報提供や障害者就労に関する理解促進・啓発活動を継続し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。 ○ 障害のある人の多様な就業形態の中には、障害のある人自身による創業もあります。創業フォーラム等による創業啓発や創業塾による創業知識の習得、市中小企業サポートセンターによる相談支援等により、障害のある人が創業する際の支援体制の構築を図ります。
③福祉施設における仕事の確保に向けた取組の推進	○ 「障害者優先調達推進法」の規定に基づき制定した障害者就労施設等からの物品等の調達方針を遵守し、契約の競争性や公平性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、障害者就労環境の改善を図ります。 ○ 担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障害のある人が農業の担い手となることにより、就労や生きがいづくりの場を生み出す「農福連携」を推進します。
④障害のある人の就労に対する理解啓発の促進	○ 障害のある人やその保護者、企業関係者、福祉関係者をはじめ市民全体に対し、障害のある人の就労に対する意欲を高めてもらうための啓発や、就労に関する制度や支援の説明会等を行い、障害のある人の就労に対する理解啓発を促進します。また、企業間で障害者就労に関する情報共有を行えるよう働きかけを行います。

⑤公的機関における雇用の推進	○ 市職員の障害者雇用率は、令和2年(2020年)6月1日現在2.71%で、法定雇用率である2.5%を上回っていますが、今後も障害のある人の計画的な採用を行います。 また、一般就労に向けた知識・技術習得の一助となるよう、特別支援学校在校生や福祉的就労施設に通所する障害のある人の職場体験実習の受入れを行います。 ○ 「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置し、企業や市民に障害者就労に関する理解を促進・啓発するとともに、業務を通じ就労訓練や社会生活に必要なとなる技能の向上を図ります。
⑥障害者雇用率制度を柱とした各種制度の普及啓発	○ ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者雇用率制度*、短期間の試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、障害のある人を雇用する事業所に対する助成制度等の周知を図り、その活用を促進します。
⑦障害のある子どもの職場体験等の促進	○ 障害のある子どもが、将来、地域社会で生活するためには、早い段階で対人関係の基礎を身につけることや、仕事に対するイメージづくりを行うことが有効であることから、地域住民や企業、学校等の協力の下で、職場体験等の取組を促進します。

3 スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進

現状と課題

障害のある人にとって、スポーツ・レクリエーション活動は、機能の回復や健康の増進に役立つばかりでなく、社会生活への適応性の向上を図るものでもあります。

令和3年(2021年)8月に東京パラリンピック競技大会の開催を控え、障害者スポーツへの関心が高まっています。これを契機に障害者スポーツの振興と競技人口の拡大を図っています。

平成30年(2018年)6月に文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人の作品等の発表の機会を確保するよう定められました。文化芸術活動は、障害の有無にかかわらず、人生を豊かにするものであり、障害のある人がこうした活動に親しみやすい環境を整備する必要があります。

施策事項	施策の方向
①障害者スポーツの振興	○ 防府市障害者体育大会や防府市ふうせんバレーボール大会等の各種スポーツ大会について、誰もが参加しやすく、障害の有無にかかわらず楽しむことができる内容を検討し、障害に対する理解の促進・啓発と障害のある人の社会参加の促進を図ります。 ○ 山口県障害者スポーツ大会（キラリンピック）や全国障害者スポーツ大会参加選手への支援を行い、障害者スポーツの振興と競技人口の拡大を図るとともに、市民に対し障害者スポーツへの関心と理解を促すため、広報啓発を図ります。 ○ 誰もが参加できるスポーツイベントの開催や健康づくりメニューの提供、安全・快適に施設を利用してもらえるようソフト面での充実を図ります。また、障害に理解のある指導者やボランティアの育成を図ります。

- | | |
|---------------------|--|
| ②レクリエーション・文化芸術活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人や関係団体による文化芸術活動への支援を行うとともに、活動の発表の場として防府市障害者ふれあい芸術展を開催し、障害のある人となない人の交流の促進や障害のある人の文化芸術活動に対する市民への意識啓発を図ります。 ○ 障害のある人やその家族が参加しやすいレクリエーションを実施し、多くの人と交流する機会を提供し、障害のある人の心の充実と相互理解を図ります。 |
| ③施設整備や運営への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人のスポーツ・レクリエーションと文化芸術活動への参加を容易にするため、体育施設や文化施設等について、障害のある人に配慮した整備を推進します。 ○ 体育施設や文化施設等の利用料減免の優遇措置の周知や活用の促進を図ります。 ○ 各種イベント等の運営においては「障害者差別解消法」の趣旨に則り、障害のある人に合理的な配慮の提供に努め、障害のある人が安心して参加できるように市全体で取組を進めます。 |

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

障害者計画の推進に当たっては、行政、地域・家庭、関係団体、事業者や企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担の下に障害者福祉施策を進める必要があります。

(1) 市の役割

- 地域における障害者福祉を進める主体として、地域総合支援協議会を活用し、地域のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市等と連携しながら、地域の実情にあったきめ細かな施策を計画的に推進します。
- 市は、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭の役割

- 地域や家庭、学校等で、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。
- 障害のある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進める必要があります。

(3) 関係団体、事業者、企業等の役割

- 障害者団体は、障害のある人の生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- 事業者は、保健福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービスの提供に努める必要があります。
- 企業は、障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、関係団体の代表者、有識者等からなる「防府市障害者保健福祉推進協議会」で定期的に課題の点検等を行い、計画の着実な推進を図ります。

3 財政上の措置

本計画において施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。また、国、県等の支援制度についても積極的に活用します。

参考資料

防府市障害者保健福祉推進協議会設置条例

平成 28 年 3 月 31 日制定

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項の規定に基づき、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、防府市障害者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村障害福祉計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、障害者に関する施策の推進について必要な事項
法第 11 条第 3 項の規定に基づき策定する防府市障害者福祉長期計画について、策定及び変更に関する事項を処理すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉団体等の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募の手続により決定した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成29年9月7日条例第33号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する

防府市障害者福祉推進協議会 委員名簿

(令和2年7月1日現在)

NO.	区分	団体名	委員氏名
1	学識経験者	山口県立大学社会福祉学部	勝井 陽子
2		Y I C看護福祉専門学校	伊藤 悦子
3	保健・医療・福祉 団体等関係者	一般社団法人防府医師会	木村 正統
4		防府市障害福祉団体連合会	中村 信也
5		防府市手をつなぐ育成会	池田 朝子
6		めばえ友の会	山根 幹男
7		防府市障害者生活支援センター	田中 規裕
8		防府市民生委員児童委員協議会	池永 日出夫
9		社会福祉法人防府市社会福祉協議会	山本 亨
10		山口県立防府総合支援学校	浦町 浩
11		防府商工会議所	賀屋 哲也
12	行政関係者	山口県山口健康福祉センター	門田 大
13		防府公共職業安定所	南 政彦
14	公募委員		太田 秀信
15			藤田 和博

防府市障害者福祉長期計画検討委員会設置要綱

令和 2 年 5 月 15 日制定

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項及び第 9 項に規定する障害者計画策定及び変更に関する総合調整、計画素案の作成等を行うため、防府市障害者福祉長期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康福祉部次長の職にある者を、副委員長には障害福祉課長の職にある者を充てることとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和 2 年 5 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

別表

防府市障害者福祉長期計画検討委員会委員

No.	所 属	委 員
1	総 務 部	人 事 課 長
2		行 政 管 理 課 長
3		防 災 危 機 管 理 課 長
4	総 合 政 策 部	情 報 政 策 課 長
5	地 域 交 流 部	市 民 活 動 推 進 課 長
6		文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長
7		お も て な し 観 光 課 長
8	生 活 環 境 部	生 活 安 全 課 長
9		市 政 相 談 課 長
10	健 康 福 祉 部	高 齢 福 祉 課 長
11		障 害 福 祉 課 長
12		子 育 て 支 援 課 長
13		社 会 福 祉 課 長
14		健 康 増 進 課 長
15	産 業 振 興 部	商 工 振 興 課 長
16	土 木 都 市 建 設 部	道 路 課 長
17		都 市 計 画 課 長
18		建 築 課 長
19		入 札 検 査 室 長
20		選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
21	教 育 委 員 会	教 育 総 務 課 長
22		学 校 教 育 課 長
23		生 涯 学 習 課 長
24	消 防 本 部	通 信 指 令 課 長
25	上 下 水 道 局	総 務 課 長

用語解説

あ行

あいサポート運動 P25

誰もが、様々な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒に作っていくという、山口県が推進している運動。

移動支援事業 P35

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出（通勤・通学・通院等、経済活動に係る外出や長期にわたる外出を除く）や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する事業。

インクルーシブ教育システム P52

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

か行

救急おたすけっと P49

かかりつけ医療機関、お薬手帳（写）、持病や健康保険証（写）、診察券（写）などの情報を入れた専用の容器で市内在住の障害のある人や 65 歳以上一人暮らし高齢者に無償で配布される。自宅（冷蔵庫内）に保管し、もしものときに救急隊員が保管された情報をもとにかかりつけ医療機関や搬送先医療機関などと連携し、迅速な救急活動に役立てる。



共生型サービス P34

地域共生社会の実現に向けた取組みの一つとして、高齢者と障害のある人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取組み。

ケアマネジメント P32

障害のある人や家族からの相談に応じ、本人の心身の状況、家族の状況等を踏まえ、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせた計画を作成し、継続的な援助を行うこと。

高次脳機能障害 P18

けがや病気によって脳に損傷を負い、認知機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態。

合理的配慮 P8

障害のある人から支援を求める意思表示があった場合に、過大な負担が生じない範囲で、社会的障壁を取り除くために行うこと。

5 歳児発達相談会 P52

子どもの発達特性を保護者に理解してもらい、適切な環境設定をすることにより、子どもに対しては発達の促進を、保護者に対しては育児不安の解消を促すことを目的とした相談会。対象は5歳児（年中児）。

さ行

サポートマーク P25

外見からは援助を必要としていることが分からない人が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としていることを示すマーク。

市民後見人 P27

後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付けた一般市民が後見活動を行うこと。親族等による成年後見が困難な場合などに、家庭裁判所から選任された市民が、本人に代わり財産管理や福祉サービス契約などの法律行為を行う。

社会的障壁 P30

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行。

社会的リハビリテーション P46

障害のある人が地域社会の中で積極的に社会資源を活用し、主体的に生活を切り開き、社会参加する、社会生活力を高めるために用意されるリハビリテーション。

就労移行支援事業所 P56

就労を希望する障害のある人に対し、通所により、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行い、一般就労への移行を支援する事業所。

就労継続支援B型事業所 P56

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う事業所。

就労継続支援 A 型事業所 P56

通常の事業所への一般就労が困難な障害のある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能となる人について、雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所。

就労定着支援 P34

一般就労した障害のある人に対して就職先の企業や自宅への訪問等を行い、職場に定着できるよう、必要な連絡調整や指導・助言を行う支援。

障害者雇用率制度 P58

障害者雇用率を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、身体障害者・知的障害者・精神障害者について、一般と同じ水準において常用労働者となりえる機会を与えることを目的とした制度。

障害者就業・生活支援センター P56

障害のある人の職業の安定を図ることを目的に、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行ないながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。都道府県知事が指定する。山口・防府圏域では、山口市にある「鳴滝園障害者就業・生活支援センターデパール」が指定を受けている。

小児慢性特定疾患治療研究事業 P46

小児慢性特定疾患（長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病）に関する医療の確立や普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る事業。

身体障害者標識 P41

道路交通法に基づく標識のひとつで、円形をしており、青地に白の四葉の植物をあしらった図案で、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された人が自動車を運転する場合に、その車両に表示するマーク。



身体障害者補助犬 P35

盲導犬（目の不自由な人の歩行を助けるために特別に訓練された犬）、介助犬（肢体不自由のある身体障害者のために、物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助等を行う犬）、聴導犬（聴覚障害のある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音等を聞き分け、その人に必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導等を行う犬）のことをいう。公共施設や交通機関、不特定多数の人が利用する民間施設では、身体障害者補助犬の同伴受入れ義務があり、また、一定規模の民間の障害者雇用事業主にも使用受入れ義務がある。

児童発達支援 P34

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うこと。

情報アクセシビリティ P39

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさ。

ジョブコーチ P56

職場適応援助者。障害のある人が職場に適応することを容易にするため、障害のある人が働く職場に派遣され、職業習慣の確立や同僚への障害のある人の特性に関する理解の促進等のきめ細かな支援を行う人。

自立生活援助 P34

施設入所支援や共同生活援助を利用していた障害のある人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う支援。

成年後見制度 P26

判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分だったり、困難だったりする人に代わって、家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、財産管理等を行う制度。

た行

地域総合支援協議会 P32

障害者総合支援法の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） P26

知的障害のある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している事業。

聴覚障害者標識 P41

道路交通法に基づく標識のひとつで、聴覚障害があることを理由に運転免許に条件を付された人が自動車を運転する場合に、その車両に表示するマーク。



通級指導教室 P52

小・中学校の通常の学級に在籍している発達に課題がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は学級で行いつつ、発達上の課題を改善・克服するための、実態に応じた特別の指導を行う場のこと。

特定疾患治療研究事業 P46

特定疾患（原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、治療が極めて困難な疾病）に関する医療の確立や普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る事業。

特別支援学級 P25

学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校等に置くことができることとされている教育上特別な支援を必要とする児童・生徒を対象にした少人数学級。

特別支援学校 P25

学校教育法に基づき、比較的重度の障害のある幼児児童生徒を対象に一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱である児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、社会参加や自立に向けた個別の教育ニーズに応じた適切な教育支援を行うことを目的としている学校。山口県では県立の特別支援学校を総合支援学校という。

特別支援教育 P54

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

トライアル雇用 P56

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって特定の労働者を短期間（原則3か月）の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適正を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。障害のある人を対象とするトライアル雇用もそのひとつで、事業所が障害のある人を試行雇用で受け入れ、本格的雇用に取り組むきっかけづくりとする制度。

な行

難病 P8

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、「（1）原因不明、治療方針未確定であり、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（2）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。

障害者総合支援法上では、障害福祉サービスの対象疾病として難病等を障害者の定義に加え、361 疾病を対象としている。（令和元年7月1日時点）

は行

発達支援体制整備事業 P53

保育所において、障害のある子どもやその家族に対するきめ細かな子育て支援を実施できる体制を整備することにより、障害のある子どもの受入れ促進を図る事業。

発達障害 P8

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

ひきこもり P32

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

避難行動要支援者名簿 P48

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが著しく困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の支援、安否の確認、その他の要配慮者の生命、又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿。

標識表示車に対する保護規定 P41

身体障害者標識や聴覚障害者標識を掲示した車両の周囲の運転者は、この標識を掲示した車両を保護する義務を有し、やむを得ない場合を除き、幅寄せ・割り込みなどの行為を行ってはならないという道路交通法上の規定。

ピアサポート P29

障害のある人やその家族が、互いに悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動を支援すること。

福祉員 P29

地域住民の中から選出され、市社会福祉協議会会長と地区社会福祉協議会会長の連名により委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者。地域住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動等を進めている。

福祉の輪づくり運動 P28

「困ったときにお互いが助け合える組織を地域につくろう」を合言葉に、地域住民を中心に保健・医療・福祉の関係者や様々な機関・団体が力を合わせて地域の福祉問題を解決していこうというもので、福祉のネットワークづくりを進める運動。

福祉ホーム事業 P42

地域において日常生活又は社会活動を営むことができるよう、住居を求める障害のある人に低額な料金で居住の場を提供する事業。

ヘルプマーク P25

東京都が義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。

保育所等訪問支援 P53

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に在籍する児童に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うこと。

法人成年後見 P27

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が、後見活動を行うもので、親族等による成年後見が困難な場合などに、家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産管理や福祉サービス契約などの法律行為を行う。

防府市教育支援委員会 P53

心身に障害を有する児童生徒に対して、適正な教育措置を講ずるための就学指導を行うため、市内の特別支援学級設置校の校長等で構成される組織。

防府市児童発達支援センター P33

児童福祉法に基づき、主に未就学の障害のある子どもまたはその可能性のある子どもに対する発達支援や相談を行うほか、18歳未満の障害のある子ども等に対する地域における中核的な支援機関。

保護者サークル・団体連絡会 P53

防府市地域総合支援協議会の部会の一つで、障害のある人の保護者サークルや団体により構成されている。

防災ラジオ（防府市緊急告知防災ラジオ） P49

災害時などの緊急時に、市から防災行政無線で緊急情報や防災情報を放送した際、FMわっしょい（77.3MHz）の放送やケーブルテレビの有線ラジオ放送を利用し、その放送内容を自動的に受信する防災専用ラジオ。



や行

山口県発達障害者支援センター P33

発達障害児・者、家族、支援者を対象とした発達障害の専門相談機関。山口県では、「山口県発達障害者支援センターマップ」が山口市に設置されている。

山口県福祉のまちづくり条例 P40

障害のある人や高齢者の日常生活や社会生活を制限する障壁のない、誰でも利用しやすい生活環境を整え、障害のある人等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参

加することができる社会を構築していく福祉のまちづくりを総合的に推進するため、県や事業者、県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項や公共的施設の整備等に必要な事項を定めたもの。

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度 P35

公共施設や店舗などに設置されている障害者用駐車場を適正に利用してもらうため、障害のある人や高齢者等で歩行や乗降が困難な人に、県が県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度。



友愛訪問グループ員 P29

地域社会におけるあたたかい見守りを促進することを目的に、65 歳以上の一人暮らし高齢者に対し訪問活動を実施するグループで活動を行う人。

ユニバーサルデザイン P39

障害のある人や高齢者を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

要約筆記者 P30

聴覚に障害がある人（主に中途失聴者・難聴者）のために、話の内容等をリアルタイムで要約して、手書き又はパソコンを活用して文字化すること（筆記通訳）により、障害のある人の情報入手を支援する通訳者。

ら行

療育 P32

発達障害や自閉症、肢体不自由などの障害のある子どもが社会的に自立ができるように行われる医療と保育のこと。